
平成20年第1回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

平成20年3月17日(月)

1. 議事日程第3号

平成20年3月17日(月) 午前10時開議

- 第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
 - 第 2 追加議案の上程
 - 第 3 町長の提案理由の説明
 - 第 4 追加議案の質疑
 - 第 5 高校再編問題特別委員会の設置について
 - 第 6 特別委員会の委員の選任について
 - 第 7 一般質問
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
 - 日程第 2 追加議案の上程
 - 日程第 3 町長の提案理由の説明
 - 日程第 4 追加議案の質疑
 - 日程第 5 高校再編問題特別委員会の設置について
 - 日程第 6 特別委員会の委員の選任について
 - 日程第 7 一般質問
-

出席議員(16名)

1 番	尾 方 嗣 男	2 番	工 藤 重 信
3 番	河 野 博 文	4 番	菅 原 一
5 番	佐 藤 左 俊	6 番	柳井田 英 徳
7 番	松 本 義 臣	8 番	清 藤 一 憲
9 番	江 藤 徳 美	10 番	宿 利 俊 行

11番 秦 時 雄

12番 高 田 修 治

13番 藤 本 勝 美

14番 日 隈 久美男

15番 後 藤 勲

16番 片 山 博 雅

欠席議員（な し）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 芝 原 哲 夫

議 事 係 長 穴 井 陸 明

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 小 林 公 明

副 町 長 日 隈 紀 生

教 育 長 西 野 重 正

総 務 課 長
兼自治振興室長 坪 井 万 里

企画財政課長 秋 吉 徹 成

税 務 課 長 大 塚 章 雄

福祉保健課長 松 山 照 夫

住 民 課 長 中 尾 拓

建設課長兼
公園整備室長 合 原 正 則

農 林 課 長 兼
農 業 委 員 会
事 務 局 長 麻 生 長三郎

商工観光課長 河 島 広太郎

水 道 課 長 佐 藤 健 一

会計管理者兼
会 計 課 長 大 蔵 喜久男

人権同和啓発
センター所長 吉 野 多紀江

学校教育課長 宿 利 博 実

社会教育課長
兼中央公民館長 小 川 敬 文

社会教育課参事 森 高 三

わらべの館館長 酒 井 恵一郎

行 政 係 長 村 木 賢 二

午前10時00分開議

○議 長（片山博雅君） おはようございます。

本日の会議に遅刻の届出が提出されておりますので報告いたします。

議員につきましては、10番宿利俊行君所要のため遅刻の届が提出されております。

ただ今の出席議員は15名であります。

会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 日程変更について

○議長（片山博雅君） 変更について、議会運営委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長日隈久美男君。

○議会運営委員長（日隈久美男君） 皆さんおはようございます。

議会運営委員会の協議結果について、ご報告いたします。

去る３月６日議会運営委員会を開催いたしました。本定例会の一般質問者は８名であります。

したがって、一般質問者は本日１７日に４名、１８日に４名の２日間で行いたいと思います。

次に、高校再編問題について、全員協議会、議会運営委員会で慎重に協議いたしました。その結果、当面の諸問題、諸課題を協議、調査、研究するために特別委員会の設置を本日の日程の中で上程させていただきます。

また、３月１４日町長から追加議案の申し出がありましたので、本日９時３０分より議会運営委員会を開催いたしました。

議案第３３号 玖珠町教育委員会委員の任命について、執行部より説明をいただきました。

追加議案第３３号の取扱いにつきまして慎重に協議したところであります。

その結果、本日の日程は上程及び議案質疑までとさせていただきます。採決は本定例会の最終日に行いたいと思います。

どうかよろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、議会運営委員会の協議の結果につきましての報告を終わります。

○議長（片山博雅君） ただ今、議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程はあらかじめお手元に配付されています変更日程表のとおり行うことに決しました。

日程第２ 追加議案の上程（議案第３３号）

○議長（片山博雅君） 日程第２、追加議案の上程を行います。

議会運営委員長の報告のように、議案第３３号は本日の日程の中で上程及び議案質疑までを行い、採決は本定例会の最終日に行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会に追加された議案第３３号は、上程することに決定いたしました。

事務局長に議案の朗読をさせます。事務局長。

○議会事務局長（芝原哲夫君） 議案の朗読。

議案第33号 玖珠町教育委員会委員の任命について

以上であります。

○議 長（片山博雅君） 議案第33号 玖珠町教育委員会委員の任命について、以上であります。

日程第3 町長の提案理由の説明

○議 長（片山博雅君） 日程第3、町長に提案理由及び議案の説明を求めます。

小林町長。

○町 長（小林公明君） おはようございます。

本日は、本定例会におきます一般質問の日でございますけれども、議会の格別のお計らいをもって、日程を変更していただきましたことを、まずもお礼を申し上げたいと思います。

それでは、本定例会の初日をお願いしておりました、人事案件1件について、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております追加議案集の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案の第33号は、玖珠町教育委員会委員の任命についてであります。

玖珠町教育委員 岸 敬亮氏が、平成20年3月31日をもって辞任されるため、後任の教育委員として玖珠町大字大隈452番地にお住まいの田坂謙仁氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては、参考資料集の1ページに記載してございますので、ご参照ください。

なお、同氏にかかわる個人情報となりますので、お取扱いにはご注意をお願いいたしたいと思えます。

以上、玖珠町教育委員会委員の選任について、ご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

日程第4 追加議案の質疑

○議 長（片山博雅君） 日程第4、追加議案の議案質疑を行います。

追加議案集をお開きください。

1ページ、議案第33号 玖珠町教育委員会委員の任命について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番河野博文君。

○3 番（河野博文君） 3番河野です。

ちょっとお聞きしたいのですが、この議案に対して反対とか賛成とかではないんですけど、その前に教育委員の任命ということでございますが、任命するにあたり、この方を推薦されるというか、そ

ういうところは教育委員会の中でされるんですか、それとも町長がされるんですか、その辺お聞きしたいので、よろしくお願いします。

○議長（片山博雅君） 小林町長。

○町長（小林公明君） お許しをいただきまして、自席から答弁させていただきたいと思います。

教育委員の任命は、いわば長の専権事項でありまして、事前に制度的に推薦とかいうものはございません。長が任命して、そして議会の同意を得て任命ということだけになっております。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） もう1点お願いします。

教育委員会の教育委員長並びに教育委員、また、教育長の立場的というのはどういうところにある、どういう感じであるのか、ちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（片山博雅君） 西野教育長。

○教育長（西野重正君） お尋ねの、教育委員と教育長の役割といいますか、それについてのお聞きだと思いますが、教育委員会における教育長の職務、役割につきましては、教育委員の事務を、事務の遂行といいますか、主にそういうことを、教育長の中には専管事項等もございますけれども、教育委員会の委員合議制による委員会の開催に伴う諸々の案件についての提案等々の処理ですね、そういうこと等も含めまして、教育長は提案をします。あくまでも委員会は合議制でございますので、5人の委員の合議をもって決定をしていくと、承認をしていくということになります。

以上でございます。

○議長（片山博雅君） 3番河野博文君。

○3番（河野博文君） ということは、一応教育委員会の委員長というのは、その中のトップというのは教育委員長ということで考えてよろしいんですかね。

○議長（片山博雅君） 小林町長。

○町長（小林公明君） お尋ねの件は、地教行法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中に明記されておりまして、教育委員会は、合議制の行政委員会で、その長は教育委員長であります。合議制の教育委員会による決定事項を、教育長にいわば、互選で選ばれます教育長に委任をして事務執行するということでありまして、委員会の長は教育委員長、その執行は教育長が行うということになっております。

○議長（片山博雅君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第33号の質疑を終わります。

おはかりします。

議案第33号については、議案の性格上委員会付託を省略して、採決は本定例会の最終日に行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は委員会付託を省略することに決しました。

日程第5 高校再編問題特別委員会の設置について

○議 長（片山博雅君） 日程第5、特別委員会の設置についてを議題といたします。

議会運営委員長から報告がありましたように、玖珠町議会委員会条例第5条により、当面する諸問題、諸課題を協議、調査、研究する必要がある高校再編問題のため、10名の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、10名の委員で構成する高校再編問題特別委員会を設置することに決定いたしました。

ここで、委員会構成を協議するため、暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

△

午前10時28分 再開

○議 長（片山博雅君） 再開いたします。

日程第6 特別委員会の委員の選任について

○議 長（片山博雅君） 日程第6、これより特別委員会の委員の選任を行います。

特別委員会委員につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名することになっております。

これから特別委員会の委員を指名いたします。

1 番 尾 方 嗣 男 君

2 番 工 藤 重 信 君

3 番 河 野 博 文 君

5 番 佐 藤 左 俊 君

7 番 松 本 義 臣 君

11 番 秦 時 雄 君

13 番 藤 本 勝 美 君

15 番 後 藤 勲 君

それに副議長 12番 高田修治君、議長片山博雅の10名を指名いたします。

ただ今、設置されました特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで暫時休憩いたします。

委員の方々は、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

午前10時30分 休憩

△

午前10時30分 再開

○議 長（片山博雅君） 再開いたします。

ただ今、設置されました特別委員会の委員長に、12番高田修治君、副委員長に11番秦 時雄君が互選されました。

○議 長（片山博雅君） 引き続き一般質問に入ります。

一般質問を傍聴されます皆さんにお願いします。

会議中は静粛にお願いします。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持込みは禁止されていますので、ご協力願います。

日程第7 一般質問

○議 長（片山博雅君） 日程第7、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順によりこれを許します。

今定例会の質問者は8名です。

よって、本日17日と明日18日の2日間で行います。

会議の進行にご協力願います。

最初の質問者は、11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） おはようございます。11番秦でございます。

本議会の最初の質問者として、通告の4つにわたりまして質問をさせていただきたいと思います。

ただ今、協議会におきまして高校再編問題特別委員会が設置されたところであります。高校再編についてより質問をさせていただきたいと思います。

今年1月9日に大分県教育委員会は高校再編の後期計画の策定に向けた検討素案が発表されました。それによりますと、玖珠農業高校と森高校を統合する方向で検討する。そしてその校地は玖珠農業高校とする。その理由として、玖珠郡の中学校の卒業者は、卒業者数今後減り続け、20年3月には277人だが、平成26年には222名となり、減少化が進んでいくことの見通しであります。

本町の中学卒業生の多くが両校に進学している状況で、再編問題はこれから高校を目指す生徒にとつ

て様々な影響が懸念されているところであります。

本町は、高校の再編をどのように捉えているのか。私の３点にわたる質問を示しておりますけども、この３点合わせてですね、その再編についてどのように捉えているか、そのことを伺いたいと思います。

○議長（片山博雅君） 小林町長。

○町長（小林公明君） 高等学校再編整備計画につきまして、どのように捉えているかということでございますが、県立高校の設置管理及び廃止に関することは、学校教育法及び地教行法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、大分県教育委員会の職務権限となっております。

したがいまして、市町村立学校を所管いたします玖珠町教育委員会、町教委の所管ではなく、また、市町村長の権限でもないことはご案内のとおりであります。

しかしながら、お話のありましたように、したがいまして、過ぐる議会で後藤議員さんのご質問にお答え申し上げましたとおり、この問題は町内の中学校卒業生の進路に係る重要な問題であり、かつまた、町政全般への影響というものも大変大きゅうございますので、県立高校ではありますけれども、町としては、地域の高等学校として今後守り育てていきたいというふうにお答え申し上げたところでございます。

したがいまして、私の方から町長としての答弁を申し上げ、ご質問の取り組み等についても触れさせていただくとともに、後ほど教育長から教育委員会としての取り組みもご答弁申し上げたいというふうに思っております。

大分県教育委員会、県教委は、既に平成17年の3月に、18年から26年の8年間にわたる大分県の高等学校改革推進計画というものを策定し、これを公表いたしております。そして、現在、18年から21年の4ヵ年にわたるいわば前期の高校再編計画を既に実施いたしてるところであります。

本年1月の9日に県教委が主催いたします「高校再編整備懇話会」これは大分県教育委員会の諮問機関ではなくて、主催によります、文字通り懇話会でありますけれども、懇話会が行われまして、この懇話会には、市町村等の代表として私も出席いたしましたけども、その席で、平成22年度から26年までのいわば後期高校再編計画というのが示されたことにつきましては、議員ご指摘のとおりでございます。

この計画で、日田玖珠地域におきましては、この玖珠農業高等学校と森高校を統合する方向で検討する。玖珠農業高等学校と森高校を統合する方向で検討する。校地は玖珠農業高等学校ということが示されているわけであります。

郡内の生徒数の動向は、お話のとおりでありまして、県教委がこの再編計画を策定した時点、18年3月でありますけれども、その中学校卒業生数、郡内は305人でありましたけれども、この後期計画が終わる平成26年3月の時点では227人、翌年27年3月では244人というふうに減少することがはっきりいたしております。

また、現時点で玖珠郡内中学校卒業生のおよそ4割が、40％近くが郡外の高等学校等に通ってるこ

とはご案内のとおりでございまして、そういう事態から、県教委は両校を統合して1校とするという素案になったものというふうに思っております。

町といたしましては、懇話会の席上で委員として出席しておりましたけれども、私としては委員として出席しておりましたけれども、素案が提案されましたので、県教委が後期再編計画を作成したのであれば、早く地域に下ろしてこれを説明すべきだということは申し上げました。

その後、玖珠郡PTA連合会等の主催によります懇談会等におきまして、県教委からの説明があったことは議員さん方もご案内のとおりでありまして、それ以後、二度三度、いろんな方の主催によります説明会、懇談会に県教委が来て説明をされてるようであります。

町といたしましては、この素案に対して高校所在の町、校地のある町としても、今後、意見、要望をすべきであるというふうに考えておりまして、このため、先に、片山当議会議長に対しまして、議会としても素案を検討されていた方がよいのではないかとご提案申し上げ、また、議長の求めに応じまして、先の全員協議会では、私の承知してる範囲でこの高校再編問題についてご説明をさせていただいたところであります。その結果、先ほど特別委員会が設置されたわけでありまして、そのご尽力に対して本当に敬意を表する次第であります。

現在、この後期の再編計画につきましては、計画素案で廃止されることになっている地域の皆さん方が、大分県教育委員会に対しまして、この廃止反対の要望をしたり、あるいは市議会において反対の議決等をされてるところもあるわけでありまして、郡内におきましては、学校、PTA関係者あるいは同窓会の方々を中心にいろんな議論がされておきまして、実は、明日も地元県議会議員主催の懇話会が開かれるように聞いているところであります。

町としましては、県教委のこの再編整備方針がまとまる前、お聞きいたしますと、4月中に中間まとめ、この秋には最終的な計画策定と、計画決定ということをお聞きしておりますけれども、その前の早い時期に、地元自治体、町としての意見をまとめ、要請をしていくべきであるというふうに考えておりますので、既に玖珠郡内の町村であります九重町の町長に対しましても、その検討をお願いし、協議を進めてるところであります。

以上であります。

○議長（片山博雅君） 西野教育長。

○教育長（西野重正君） 町当局の高校再編に対する見解につきましては、ただ今、町長が答弁をされました。

私の方からは、質問の2点目でございます、大分県教育委員会と玖珠町教育委員会並びに九重町教育委員会との、この高校再編についての意見交換が積極的に行われるべきであるがということについての質問について、お答えをいたしたいと思っております。

議員ご承知のように、県立高等学校の再編整備計画は、先ほど町長も申し上げましたが、大分県教育委員会の所管する事項でございます。とはいえ、郡内中学校の進路に係る重大な問題であります。玖珠農業高校、森高校の再編整備計画の当面している課題状況と、その将来について重大な関心を寄

せながら、玖珠、九重町両教育委員会を連携をこれまで密にして、高校再編整備計画に対して取り組んでまいったところでございます。

大分県教育委員会に対しましては、郡内の小中学校の教職員及び中学生を対象にして、高校再編に関して設置したい学校・学科等につきまして意見募集をし、玖珠郡の意見として高校再編に反映するように、大分県教育委員会に働きかけてきたところでございます。

また、両教育委員会は、玖珠郡選出の県教育委員を囲んでの意見交換会や、あるいは各種団体、関係機関と連携をし、玖珠郡の高校改革に対する懇談会等々に出席をしてまいったところであります。

玖珠郡の教育課題を検討する11者協というのがございますが、その教育関係者の組織される11者協においても、過日、高校再編について県教委に対して一定の要望をしてきたところでございます。

玖珠町教育委員会といたしましては、町内に存在する高校の意義を深く受け止めながら、郡内中学卒業生が地元高校を選択するための条件としまして、高校が地域の実態に即した特色ある学校としての魅力を持ち、生徒にとって真に望ましい学校であることが必要であるというふうに考えております。

そのために、地元高校存続のためには、大分県教育委員会が策定をしております後期高校再編整備計画の策定に向けた素案をたたき台にしながら、今後も検討してまいりたいとそうように考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 玖珠町議会におきましても、先ほど高校再編問題特別委員会を立ち上げたところでありますし、私も議員の一員として町民の負託に応えるために、また、この問題については英知を結集して頑張っていきたいとこのように決意をしております。

1番のこの再編問題については以上で終わります。

続きまして、酪農振興施策についてであります。

まず第1番の、酪農はこれまで戦後にける食糧の自給そして国民の食生活にとってなくてはならない栄養源として今日まで供給をし続け、酪農産業として確固たる地位を築いてこられました。

玖珠町の酪農の歴史は、昭和23年玖珠町酪農組合が設立され、初代の組合長が故麻生観八がその席職を務めたそのような歴史があります。それから今日まで60年の揺るぎない歴史があるのであります。

そこで、ご質問でございますけれども、玖珠町の酪農産業をどのように位置づけ、評価をしているのか、また、将来の方向性について伺いたいと思います。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 秦議員さんの酪農産業の位置づけ、また評価、その将来性はどうなのかという部分について、お答えをしたいというふうに思います。

畜産については幅広くございまして、主に主体的には酪農、それから肉用牛という部分でございます。酪農、肉用牛の部分については多くの共通点がありますので、一体としてお答えをしたいと思います。

肉用牛については数多くありますけど、大きく分けて3つに分類されるんじゃないかというふうに思っております。1つ目が、玖珠町における酪農及び肉用牛生産の位置づけ及び基本的展開であります。その中で、畜産に共通する機能や役割を踏まえ、自給飼料の基盤に立った酪農経営及び肉用牛生産を振興することというふうに考えております。

そのためには、国際化の進展に対応する産業構造の確立、自給飼料基盤に立った経営の育成、安全・安心の確保、家畜排泄物の適切な管理及び利用の促進などの諸課題に的確に対応することによって、本町の酪農及び肉用牛生産の発展を図ることが重要だというふうに考えています。

2番目が、国際化の進展に対応する産業構造の確立であります。その中で2点ございまして、1点目が、玖珠町農業の担い手として明確すべき経営形態の考え方であります。現在も農業は国際化が進展する中で、より競争力の高い生産構造を確立するためには担い手の育成確保が必要であります。そのためには、現在、担い手は認定農業者を基本とするとともに、繁殖経営、肥育経営の分離がございします。それに至るまでが繁殖肥育の一貫経営や産地銘柄づくりなどの推進がございします。

2番目の中の、国際化に対する部分の2番目ですが、サービス事業体の育成普及がございします。コントラクター、ヘルパーなどのサービス事業体については、畜産農家の作業の外部化の受け皿として重要な役割を果たして現在おります。担い手育成の確保や生産基盤の強化につながることから、更なる活用を推進をいたしてまいりたいと思います。

3番目でございしますけど、経営安定のための施策のあり方でございします。生乳や肉用子牛の再生産の確保、肉用牛肥育経営などの安定を図る観点から、今後とも畜種ごとの経営安定対策の適切な運営を図る必要がございします。経営安定については、これまで施策の目的と効果を踏まえて、対象経営を明確化して経営の安定を向上させることを基本に検討してまいりたい、また、実施しております。

以上のようなことを基本に置きながら、農政に反映できるよう施策を実施してまいりました。

今後ともこの基本方針を継続してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 今、課長よりご答弁がありましたけど、玖珠町におきます酪農産業としてですね、この玖珠町にとってその酪農というのは不可欠であると、そしてその育成と充実をですね、行っていくという、私はそういうふうな固い決意に受けとられました。それでよろしいですか。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 総合的に議員さんの言われるとおりでございします。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） それでは2番目の、現在、大変酪農、特に酪農家の方々に、昨年より飼料の高騰によって危機的状況にあるということでもあります。その2番目についてお聞きしたいと思います。

乳価格の低迷、そして昨年来のとうもろこしの国際相場の高騰、飼料の大半を輸入に頼っている我が国の畜産酪農農家の経営を直撃しております。特に、酪農は、これまで規模の拡大をしてきた生産

者にとって、危機的な状況であります。しかしながら、一方では、日本の乳製品加工業は好調であり、世界の酪農市場は乳製品の国際価格が急上昇をしております。その原因は、中国やインドなどアジア諸国やロシアで乳製品の需要が急激に増加していることや、2006年にオーストラリアの100年に一度といわれる干ばつにより、乳製品の輸出量の減少そしてEU諸国の乳製品在庫量の減少などが主な原因となっております。

乳製品の需要が国際的に不足をしているとして、今後も世界的な乳製品の高価格が続くといわれております。どこの国も国内での乳製品の安定供給が課題となっております。それに比べると、日本の酪農は、時々国の施策によって大きく翻弄され続けてきたとの、そのような感があります。その一方で、日本の乳製品の大手加工メーカーは好調であるといわれ、牛乳生産者に比べると大変にアンバランスの状況にあるといえます。これまで牛乳の生産調整や乳価の低迷は、搾乳だけの所得では経営が成り立たず、ホルスタインに和牛を交配し、その子牛を肉用として出荷することにより、辛うじて酪農経営が成り立ってきたようであります。

しかし、昨年の暮れのこの子牛価格の暴落をいたしまして、それが成り立たなくなり、酪農家はこれまでの危機を乗り越える策は全てをやりつくした。酪農生産者は万策尽きたと悲痛な思いのお話も伺っております。

これまで行われてきた搾乳素牛の導入は、1頭当たり60万円するようで、現状では到底不可能であります。これから素牛を揃えるための打つ手は、酪農家が素牛の生産を積極的に行うことであります。しかし、搾乳素牛まで育てるまでの2年間、飼料代が酪農経営を圧迫をしております。

今回、玖珠町酪農組合から、町の施策で素牛生産の育成費の助成を行ってほしいという要望書が本議会に提出されております。酪農家の皆さんの願いを真摯に受け止め、町独自の支援策を講じてもらいたい、その考えを町長に伺いたいと思います。

○議長（片山博雅君） 小林町長。

○町長（小林公明君） 酪農家支援の具体策、事業の展開でございますので、担当課長の方から答弁いたします。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 先ほど基本的部分についてご説明を申し上げました。現在まで、その部分、将来的にわたってどういうことをやったらいいかということを農林課としてやってきております。

玖珠町の畜産、酪農業の基盤の強化というに向けて、現在進めておりますが、秦議員さんが申されますように、近年というか、最近になって子牛、交雑牛の価格が低迷をしております、その部分を地元で肥育するためには、餌代が必要であるというような状況で、要望などを受けてその検討をしているところであります。どんな経営努力に支援できるかが、大きな解決策につながってくるんじゃないかというふうに考えております。

したがって、酪農経営の安定を図るためには、より効果の上がる部分を考えながら、事業の取

り組みを進めていきたいというふうに考えております。そのためには、複合経営などの事業がございまして、手取りをいかに多くするという部分があります。その部分含めて関係機関と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 先ほど質問につきまして、もし町長からそのご答弁がいただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（片山博雅君） 小林町長。

○町長（小林公明君） 酪農農家の支援につきましては、これまでも、ご案内のようにその施設整備ですね、例えば牛舎の新築あるいはミルクパーラーの設置、あるいは乳質を高めるための換気装置だとか、そういうものに対する助成を中心にやってきたところであります。

先般、お話のありました、先ほどお話のありました、この飼料代の高騰等に伴います酪農農家の子牛素牛、乳牛素牛の飼料代と申しますか、これ非常に高つくので、経営安定のための経常経費の経営の資金補助と申しますか、そういうものをしてほしいという要望につきましては、先般、予算編成後にそういう要望があったところでありまして、ただ今課長が答えましたような視点から、今後要望について詰めていきたいというふうに思っております。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） その助成策につきましては、県下の市町村の中におきましてもそういう施策が講じられるところもあると、これからですね、そういうふうに伺っておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

続きまして3番であります。保健衛生行政についてであります。

まず1番から順次質問を行ってまいります。

近年増加している発達障害の早期発見のために、5歳児の健康診査の公費導入の考えについて伺うということでございます。

現在、乳幼児健康診査は、母子保健法により市町村が乳幼児に対して行っておりますが、現在、健康診査実施の対象年齢は、0歳、1歳半、3歳児となっておりますが、近年増加している発達障害の早期発見を考えた場合、3歳児健診から就学前健診までの期間までの開き過ぎが指摘されております。

発達障害は、早期発見・早期療育の開始が重要であり、5歳程度になると健診で発見できることが多いようですが、残念ながら就学前まで健診の機会がなく、ようやく就学前健診で発見されるのでは遅いともいわれております。3歳児健診までは特に問題が指摘されなかったにもかかわらず、保育園や幼稚園で集団生活を行うようになって、保育士や幼稚園教諭から集団行動がとれないなどの問題を指摘される幼児がいます。しかし、運動や言語発達が良好な場合、落ち着きがない、友達とうまくかわれないなどの行動を3歳児健診で指摘するには限界があり、集団生活をする年齢、つまり5歳児程度にならないと適切に指摘できない、大脳発達段階に起因した問題です。

保育士や幼稚園教諭がこうした問題に気がついて、保護者に投げかけても、3歳児健診では問題なかったとして、保護者に気がつかないまま就学を迎えるということにもなり、状況を悪化させてしまっているといった現状があります。問題を抱えることが予想される就学前まで1年間の幅を持てるような5歳児の健診が医学的にも社会的にも必要と考えられます。

このような他の多くの自治体で5歳児健診が実施されております。本町においても発達障害の早期発見のためにも、5歳児健診の導入をされることを提案いたしますけれども、そのお考えをお聞かせください。

○議長（片山博雅君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） このご質問の発達障害の早期発見のためのことを、今議員さんがおっしゃいましたように、現在、玖珠町では乳幼児の健康診査、これについては生後4ヶ月、7ヶ月、それから1歳半、3歳児の段階で、各年齢時に応じて健康診査も行っております。そしてまた、1歳と2歳では健康相談という形でも健康診査に準じて行っているわけであります。

そういった段階で、一般的な健診あるいはご質問の発達障害の診断を行っておりますが、その後、これは要精密とかいろいろの問題があるような子どもに対しては、保健所の方にバトンタッチをいたします。そして、保健所が巡回相談を行いますし、町が行う精密検査でもこの発達障害というものを把握することになっております。

さらに、保育園、現在300名以上の子どもが保育園や幼稚園に通っておりますが、こういう子どもたちも在園中に健康診査を受検をしております。

教育委員会が5歳児の就学前の健康診断を行っているようでありますが、こうしたこの一連の取り組みの中で、この発達障害の早期発見ということに努めておりますので、新たに公費を導入してやるということは現在考えておりませんが、課題としては、教育委員会、県の保健所、そして福祉保健課、保健関係ですね、このネットワーク化をもう少し構築していくという必要があろうかと思いますが、そういったことで、この精密検査についてはもう少し行っていきたいなというふうに考えております。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） この5歳児健診を行っている県というのがあります。鳥取県、栃木県、これは県の全市町村、これは5歳児健診をやっております、全部ですね。県がやっております。

それで、その中でその5歳児健診でですね、大体受けた子どもさんの9.3%から8.8%ぐらいの児童に、その健診によってその発達障害やその疑いがあると診断されるというそういう結果が出ておりますので、これは、できましたら就学前にですね、きちっと全員がその健診を受けられるようなそういった施策をですね、やっていただきたいなというふうに希望をしております。よろしくまたお願いしたいと思います。

続きまして、高齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種の件です。これも公費導入ということでございますけれども、そのかつて死亡原因が第1位だった肺炎、戦後の抗生物質の登場で、死亡者数は急激に低下しましたが、1980年以降再び増加傾向にあるようであります。特に高齢者の肺炎が急増して

いるのが特徴であり、高齢者は肺炎を起こしやすく、また、起こすと重症化しやすいため、高齢者の死因の上位を占めております。高齢者で肺炎にかかった人の半数近くは、その原因が肺炎球菌であり、肺炎球菌ワクチンの予防接種の有効性が見直されております。

しかし、ワクチン接種は保険適用にならないため、費用が6,000円から9,000円ほどかかるそうであり、負担が大変大きいわけであり、あります。

そうすることで、本町の高齢者のインフルエンザ予防接種の費用の助成制度が今ありますが、肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の助成制度、いくらかでもですね、その助成制度ができないか、それを伺いたいと思います。これは肺炎球菌ワクチン接種の公費助成をしているところも結構全国的には増えてまいっておるようでございます。そのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） この肺炎球菌ワクチンの接種は、おたふく風邪や水痘などと同じでありまして、予防接種法からいえば任意の予防接種であります。この接種対象者は2歳以上で、この肺炎球菌によって重篤疾患に罹患する危険が高い人達という条件といたしますか、そういう人達になっております。

この接種を行うと、一般的には、健康な人で5年間は効果が期待されるといわれておるんですが、まだ日本では脾臓、内臓の1つの脾臓の摘出患者以外は全額自己負担となるため、日本ではまだ普及しておりません。その接種率あるいは公費の助成する自治体の数は極めて低い状況であります。こうした状況でありますので、現在のところまだ公費助成は考えておりませんが、引き続き他市町村の動向を調査研究していきたいというふうに考えております。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 次にまいります。インフルエンザの予防接種の補助対象者、現在本町におきまして65歳以上の高齢者、自己負担1,000円でできるわけでありまして、これを全町民に拡充できないかという質問であります。

本町は、65歳以上の高齢者がインフルエンザ予防接種を希望する場合、費用の一部を公費で負担し、自己負担が1,000円となっております。インフルエンザは、高齢者がかかると肺炎を併発して重症化し、ときには死亡することもあり、油断できない病気であります。

そこで、ここで重要な問題は、高齢者に対する公費負担だけでよいのかという問題であります。非常にインフルエンザによる脳症などの小児の脳症、脳炎、脳炎症症候群が多くみられ、致命率も高くなっている。これらの合併症を起こした小児は1人としてワクチン接種を受けてなかったことがわかっております。医療費の補助の点数を調べてみますと、例えばその子どもが風邪に罹って医者にかかると、ちょっと私調べてみたんです。これがあって正確かどうかちょっとわかりませんが、インフルエンザに通院2回、抗生物質を含む投薬を受け、点滴1回を受けるとおよそ3,000点ですね、全体で5,000点の点数ですね、要するに5,000点の保険の点数となるそうであり、1点は10円ですので、1回風邪に罹って治療をしますと、大体3万円から5万の医療がかかるということでござ

います。それが即またその保険の負担となり、保険料に跳ね返ってくるわけでございます。

インフルエンザが流行し、予防接種が進まず、これが重症化し、入院する人が増えればどれだけの保険料が支払われるか想像がつくと思います。であるならば、インフルエンザの予防接種に関して、高齢者と合わせて町民全て希望する方々の分にも公費負担をして、多くの方が予防接種を受ける医療保険の無駄遣いがなくなるのかとも思いますけど、その全町民に補助対象の拡充ができないかということでもあります。

これは、先ほど言ったように、この予防というのは、そのときはお金がいろいろ接種にかかる費用がかかるわけです。公費負担の場合かかるわけですがけれども、長い目で見ると、その予防によってですね、その医療費が格段に抑えられてるんですね。こういう現実があるわけでありまして。

隣りの日田市では、全市民を対象に補助対象になっておると私は聞いておりますけど、この全町民による拡充ができないかということにちょっと伺いたいと思います。

○議長（片山博雅君） 松山保健福祉課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） 秦議員においては、この保健衛生、特に予防接種のことを勉強をしているようでありますので、詳しくは私も申しませんが、この予防接種法によりますと、疾病ごとに第1類、第2類というふうに分類をされるわけでありまして、国民的に努力義務があるのが第1類といいます。あと、2類というものは、もう個人の責任で行うというふうなものであります。

この第2類に入りますのが、高齢者の、主に65歳以上の高齢者のインフルエンザであります。高齢者の方ですからインフルエンザに罹りますと、非常にほかの病気を引き起こすという危険性がありますので、2類に入れてありますが、これに公費を1,000円ということを出しております。

ところが、今ご質問のインフルエンザについては、それ以外の若年層の者のインフルエンザのことです。ありますから、これは任意の全く個人の責任においてやる任意の予防接種でありますから、社会的に見て全町民に勧奨して、かつ公費で接種するまでもない部類に入るんじゃないだろうかということに現在考えております。

○議長（片山博雅君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 是非ともですね、全町民を対象に公費助成を行っていただきたいなというふうに希望するものであります。

次に、4番目のはしか予防についてでございます。

昨年は関東を中心にはしかが流行しました。大学などで休校が相次ぎましたが、今年も春から夏にかけて全国レベルで発生が懸念されているようで、県内でも日田・玖珠地方も流行する高校が出ました。はしかの感染力は極めて強く、免疫がない人が感染するとほぼ100%発病し、多くは軽症で済むという私たちのイメージがありますが、感染すると脳炎や肺炎などの合併症を起こすことがあり、合併症による死亡率は100人に1人と高く、後遺症も重いようであります。

現在では有効な治療薬はなく、ワクチン接種で感染予防を徹底し、流行を押さえ込むことに全力が注がれるべきであります。はしかの感染を防ぐために、国は2006年度から2回の接種を導入しまし

たが、就学前（５～６歳）における２回目の接種率が低く、２００６年度の県内の就学前接種率は７２．８％で、特に大分県はワーストの２位で、また、その中で県内の玖珠郡は特に低いとそのように伺っておりますけれども、まず第１に１回目の接種率はどのくらいなのか、２回目の接種率は、そして２回目の未接種者に対して今後どのような対策を講じていくのか、伺いたいと思います。

○議長（片山博雅君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） お答えいたします。

第１期の接種率が現在８９％ほどになっております。

それから、小学校就学前１年の子どもを対象とした２期につきましては、３９％となって、ちょっと数字が低いなという状況であります。

したがって、これらの未接種者に対しては、既に個人通知を行って、この接種のＰＲをしているところであります。新年度からも、いろんな形で広報等を通じて、あるいは幼稚園、保育園を通じて保護者に、集団的、個人的にこの予防接種の促進というものを図っていききたいと思っております。

○議長（片山博雅君） １１番 秦 時雄君。

○１１番（秦 時雄君） ２回目の接種につきましては３９％ということで、非常に悪いパーセントが出ておりますけれども、積極的にこれらの未接種者に対して通知を行ってですね、１００％になるように努力していただきたいと思います。

いずれにいたしましても、先ほど４つの予防接種のご質問をいたしましたけれども、結果的には、公費が負担を少なくする、予防接種を受けることによって医療保険の無駄遣いもなくなるということになります。国保も、老人医療も、後期高齢者も、高齢者医療も、その費用が低く抑えられるということになるように、今後、町民の健康予防については積極的な取り組みをお願いしたいとそのように強く思っております。

続きまして、４番目の地上デジタル化の対応についてでございます。

１番の、町内の各共同受信施設のデジタル化、その対応が迫られている。改修工事のために多額の費用と個人負担が生じる。デジタル化への移行は国の方針であり、負担に対する支援策は考えられないかという質問でございます。

２０１１年７月の地上デジタルテレビジョン放送への完全移行まで３年４ヵ月余りとなりました。アナログ放送の終了に向けた準備は最終段階に入っておりますが、残された時間において、期間において視聴者側にとって多くの課題が指摘されております。デジタル放送への移行に伴って、視聴者の負担が生じます。これについては、町民からも、地上デジタル放送への完全移行は、国総務省より打ち出された国の施策であり、国が責任をもって国民の国民負担が生じないようにしなければならないのに、国民がなぜ負担をしなければならないのかなどの声も聞かれます。

町内に設置している各共同受信施設加入者は、デジタル化対応の放送設備を整えるために、各個別の負担金が課せられるが、この負担金に対する支援策、国の施策ではどういうふうになっているのかということをお聞きしたいと思います。

○議 長（片山博雅君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） それでは、地上デジタル化の対応についてお答えします。

総務省のテレビ掲示公告並びに通達によりますと、2011年7月24日より完全に地上デジタル放送に切り替えられることになっております。

本町の地上デジタルテレビ放送の状況について申し上げますと、2007年に九重町の崩平山に玖珠局が設置されまして、放送が開始されております。また、2008年11月から西玖珠局伐株山からの放送開始の予定となっているところでございます。

この玖珠局、西玖珠局の2箇所の放送が開始されてからの受信状況について申し上げますと、本町の6割から7割程度は、各家庭の屋根等にアンテナを設置すれば受信できるのではないかと想定しているところであります。

地上デジタル放送は、アナログテレビ放送のように映りが悪いとか、何とか見えるというような状況でなく、完全に見えるか、見えないかの世界になってしまいます。

議員ご質問のように、アナログ放送から地上デジタルテレビ放送に切り替えるのは国策でありますので、総務省を窓口として補助制度が設置されているところであります。

いずれにいたしても、視聴者の負担が非常に大きいため、本町として町村会を通じて国・県に視聴者負担額の軽減要望を現在行っているところでございます。

○議 長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） わかりました。

それで、もう1つ、町としてはっきりご答弁をいただきたいのはですね、2番目の、玖珠町の事業でBB事業、ブロードバンド事業並びにCATV（ケーブルテレビ）事業の地域情報整備が将来行われる可能性があるかということを伺いたいのでございます。

九重町が今回の議会でこの事業を行うということが決まったそうであります。要するに2011年7月までに、その本町は例えばケーブルテレビとかですね、そういう事業を本町が主体でそういうことを行う可能性があるのかということをですね、聞きたいのであります。

なぜならば、町内各地域に設置されている共聴受信機施設がデジタル化の対応に迫られているわけでありまして、もしケーブルテレビ事業、CATV事業を町単独事業で行えば、共同施設をデジタル化する必要がなくなるということでもあります。

以上のことから、共聴組合員からもその町の方針をはっきり聞かせてもらいたいという声がございしますので、そのことについて伺いたいと思います。

○議 長（片山博雅君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） それでは、ブロードバンド事業並びにケーブルテレビ事業についてお答えいたしたいと思います。

本町の方は、地域イントラネット整備事業で各公共施設に光ファイバーを入れております。そういう関係で、うちの方は72局はADSL回線が使用できます。九重町はゼロ地域でございます。そうい

うことでありますので、当町としては、その線に沿って進めていきたいという考えでございます。

具体的に申し上げますと、本町のブロードバンド事業につきましては、国の施策による2010年ブロードバンドゼロ地域解消に向けた取り組みとして、現在大分県と協議をしながら進めているところです。とりわけ、町内でブロードバンドが未整備となっております73局の北山田局については、平成20年度に整備を進めるようにしております。残りの局についても計画的に整備をしていきたいと考えておりますので、本町としてはケーブルテレビ事業についての計画は現時点で考えておりません。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 今、課長のご答弁で、ケーブルテレビ事業は考えてないということでありま
すね。ということであります。それがはっきりしていればですね、また、それに共聴のその施設のデ
ジタル化の対応はどうしたらいいか、皆さん待っているところもあるわけですね。で、はっきりとそ
のケーブルテレビ事業、そういうのはないということですね。ということでありありがとうございます。

続きましてですね、一番問題、次のその3番でございます。

3番の共同受信施設に加入をしている高齢者、障害者、ひとり親家庭、その他の低所得者に対する
支援措置は考えているのか、今後どのようなことになるかという問題であります。

例えば、今先ほどの課長の答弁で、大体アンテナ受信をしているのが6割ぐらいということであり
ますね。そうすると、それに対応するアンテナを設置してない場合は、それを替えなくてはいけない
し、その費用とか、それとまた、デジタル化になって、普通のアナログテレビからデジタル化のため
にチューナーを設置しなければいけないというですね、それで、先ほど申しましたように、この中に
あるように、障害者とか高齢者、ひとり親家庭、その低所得者に対する支援策というのは、これから
2011年、あと3年と4ヵ月の間にですね、国の方針とかどういうふうに移っていくのかちょっとわ
かりませんが、一応私が伺っているところによりますと、デジタルチューナーがですね、国は各
電機メーカーに5,000円ぐらいで販売できるように、そのチューナーができないかということは何か
そういうふうにしているそうでございますけども、とにかくやっぱり同じテレビ、デジタル放送が開
始されれば、普通の装置では見れないわけでありまして、そのために負担が生じる。この人たちのそ
の施策については、町としてこれからまた考える課題でありますけれども、どういうふうにお考え
られておりますか。

○議長（片山博雅君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） 先ほど私の方が答えましたように、総務省を窓口として補助制度が考
えられております。しかしこの補助制度につきましては、地上デジタル放送の補助制度ということで、
辺地共聴施設の整備支援でございます。本町が把握しています、町内にあります辺地共聴施設の数は
約30数箇所ありまして、その一つひとつの施設の状況が異なっておりますので、事業費そのものも大き
く変わるものと考えています。

議員がご質問ありますように、高齢者層の支援措置については、現時点では考えておりませんけど
も、今後の検討であるというふうに認識しているところでございます。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君。あなたの残り時間は3分です。

○11番（秦 時雄君） 先ほどの高齢者また障害者、ひとり親家庭の方々に対するそういった対策についても、これから3年の期間がありますので、じっくりと考えていただいて、何らかの対策を講じていただきたいと切に願っております。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（片山博雅君） 11番 秦 時雄君の質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時31分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（片山博雅君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、5番 佐藤左俊君。

○5番（佐藤左俊君） 5番 佐藤左俊です。

玖珠町の産業の柱は農林業が主体であることは、町民誰もが知っていますが、農産物が年間どのくらいの売上があり、玖珠町経済にどのように反映されているかは、ほとんどの方はご存知ではないというふうに思います。昔からいわれておりますが、百姓が儲からなければ商店街は潤いがない、現在がまさにこの状態ではないでしょうか。これは玖珠町だけの問題ではなく、全国津々浦々がこうした状況になっていると思います。

なぜこういうことになってきたか。私はこう思っています。あまりにも国の政策が大企業優先、農業切り捨て政策を戦後から一貫して今日まで推進してきた結果が、こうした状況を生み出したと思っています。そのことが都市と田舎に格差を生み、若者は次々と都市へ流れていくことになりました。したがって、田舎には若者の定住者が少なくなり、少子・高齢化のスピードはますます早くなり、限界集落が玖珠町にもじわじわと押し寄せようとしています。

この流れに歯止めをかけるためには、いかにして若者の定住を図るかが喫緊の課題であることはいうまでもありません。その観点から、農業の振興と企業誘致、また、町民の皆さんが今一番の関心を持っています運動公園につきまして、質問させていただきたいと思いますので、一問一答方式でお願いを申し上げます。

最初に、農業振興につきましてご質問いたします。

昨年9月に行われました全国和牛能力共進会におきましては、玖珠町日出生の衛藤昇氏が玖珠町に40年ぶりに高等登録群で出品され、全国一という快挙を成し遂げました。当人は当然ですが、玖珠町にとりましても大変名誉なことで、玖珠町畜産農家にとりましても大いに励みになったと思います。これからの牛飼いにも力が入ると思います。玖珠の牛の価値が全国一に評価をされたのですから、今後、子牛価格にも大きく反映されてくると思います。これも玖珠町が長期的展望に立って畜産振興に力を入れてきたからこそ実現できたと考えられます。牛は生き物ですし、油断をしていますとすぐに

品質面が劣り、即子牛価格の下落にもつながります。それだけ難しいのも畜産なのであります。

今回は、和牛につきまして、繁殖農家の育成対策、種雄牛の造成対策、肥育農家の支援対策、そして午前中にもありましたが、酪農対策として育成費の助成、消費拡大の推進につきまして質問をいたしたいと思います。

最初に、繁殖農家ですが、平成20年2月1日現在、296戸、頭数は成牛で2,468頭、肥育農家は2農家で506頭となっていますが、今後、繁殖、肥育農家に対してどのような指導及び助成を行っていくお考えであるかをご質問させていただきたいと思います。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 佐藤議員の質問にお答えをいたします。

基本的には、午前中秦議員さんの畜産行政、畜産の振興に対して申し述べました。佐藤議員に関しては、さらに突っ込んだ繁殖育成対策、種雄牛、肥育農家に対する支援、さらに酪農に対する対策をどうするのかという部分で、まず最初に、繁殖農家の育成対策についてお答えをしたいというふうに思います。

議員申されますように、玖珠町の基幹産業である農業の中で、肉用牛の産出額がトップとなっております。農業でいいますと、畜産それから基幹であります耕種、米を筆頭に麦、大豆等がございますが、耕種の関係では米、全て合わせまして2億、18年度で22億3,000万というようなお金であります。一方、畜産の方でございますが、肉用牛をトップに肉用牛が11億7,000万、合わせて畜産で22億3,000万と同じく、耕種、畜産同等で玖珠の経済を担っておるところであります。

現在まで、玖珠町で取り組んできた事業でございますが、佐藤議員さんご承知のとおり、平成6年度より肉用牛繁殖優良雌牛保留推進事業、また、次の年平成7年ですが、種雄牛造成対策事業に取り組んでまいっております、現在まで。

また、基盤をつくるためにということで、国・県の事業を活用して家畜の頭数や施設整備、機械整備等を図ってきたところでございます。今後も国・県の補助事業の動向に対しまして、繁殖農家の育成を図っていく必要がございます。

現在は、全国的に特定系統の種雄牛が広く使われて、黒毛和種の遺伝的多様性の低下が懸念されております。昨年10月に行われました全国和牛能力共進会のねらいにも、「地域の特性を備えた系統の再構築」が上げられておりました。今回の全共で、玖珠牛の種牛としての高評価が実証されたところでございます。このことを受けて、関係機関が所有している繁殖牛のデータと繁殖雌牛血統ファイル育種値情報をもとに、現存牛の能力をランク付けして、今後の活用策を検討してまいる、また、まいっていきたいというふうに考えております。

また、全共の後、12月に開催をされました日田玖珠地域肉用牛振興大会の中で、玖珠郡繁殖牛の母系の現状と今後の拡充策が発表されたところでございます。大会終了後に、玖珠系統維持、指定雌牛証交付式を行って、飼育の方々、玖珠郡で67戸、135頭、玖珠町では43戸、対象牛が59頭に周知を行ってきたところであります。

育種価地位の高い繁殖牛の中から種雄牛造成用雌牛、雌牛保留用を抽出して高能力な繁殖牛を造りだして、地域内保留を促進することで、玖珠牛の系統群の拡充を図っていききたいというふうに現在のところ考えているところでございます。

以上であります。

○議長（片山博雅君） 5番佐藤左俊君。

○5番（佐藤左俊君） 厳しい財政状況の中に、繁殖農家への支援をしているのは、恐らく県下でも玖珠町だけだというふうに思います。ありがとうございました。

今後もこの繁殖農家につきましては、是非とも財政の許す限り玖珠町としてもお願いをしていきたいというふうに思います。

次に、2番目ではありますが、種雄牛造成の件につきましてご質問させていただきたいと思います。

先ほど、課長の方からもご答弁ありましたが、種雄牛造成も玖珠町はかなりのお金を付けて、しっかりとした牛の産地づくりに努力していただいておりますが、最近、事業団等の中から精液を導入されて、非常に種雄牛造成に支障が出てきてるというふうにお聞きをいたしましたけども、どのような状況になっているのかをお願いをしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 種雄牛対策でございますが、これは大分県肉用牛改良組合連合会が実施しております肉用牛育種改良推進事業を、円滑また効率的に推進するために、現場後代検定に積極的に取り組み、優秀な種雄牛の造成に貢献をしていきたいというふうに考えております。

また、一方では、大分県肉用牛改良推進協議会の指定した種雄牛とは異なる県外種雄等の交配も行われ、県指定、それから育種素材牛、種雄牛造成繁殖雌牛群の意義が薄れつつあります。県指定牛及び育種素材牛の意義を明確化し、玖珠町の特徴ある系統を維持し、遺伝的対応性の確保、拡大を図っていく必要がございます。

玖珠町の繁殖雌牛の系統的系統バランスを保持し、それらに交配する種雄牛は糸系、但馬系、気高系を系統立てて造成していく必要がございます。そのために、それぞれの系統の特徴を備えた繁殖雌牛群の中から、特に産肉能力の高いものを育種素材牛として認定、指定交配を実施することで、種雄牛の系統的造成を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（片山博雅君） 5番佐藤左俊君。

○5番（佐藤左俊君） ちょっと専門的になってわかりにくいかと思いますけども、要は全国の中で玖珠町という産地はものすごく有名になっておりますし、よその精液をどんどん注入するということになりますと、玖珠の良さがなくなってくるわけでありまして。今、課長の方から説明がありましたように、しっかりとこの点を踏まえまして、今後とも指導方をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、次であります、肥育農家への支援につきましてお伺いをいたします。

豊後玖珠牛の銘柄を確立するうえでは、最も大切なことはその地域に肥育農家がいくつあるか、また、頭数は何頭いるか、また、4・5率は何パーセントの実績が出ているかで銘柄確立ができてきますし、ブランド化も生まれます。

2年前から、福岡県甘木の方から1,000頭規模を目標とした肥育農家が玖珠町日出生に誕生いたしました。本年4月から素牛の導入をすることになりました。玖珠町においては念願でありました地域内一貫体制が名実ともに整備されることになったわけであります。玖珠牛のブランド化はこれからが本番となりますので、行政としても大変になりますが、ご指導ご支援をよろしくお願い申し上げます。

こういった矢先に、難しい問題が起きてきました。先ほど、午前中でも質問がありましたように、配合飼料の価格が急騰をいたし、また、詳しいことは酪農のところで申し上げますけれども、肥育農家の餌をかなり圧迫をする状況になっております。原因は飼料用のとうもろこしが、価格が、ガソリンの代替のバイオ燃料向けの需要急増で上昇しているからです。素牛導入と育成につきましてこの措置を講ずる状況も出てきたというふうに思いますし、この点、町の方としても情報等はつかんでいると思いますが、この点につきましてお伺いを申し上げます。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 3点目の肥育農家の支援対策でございますが、現在まで繁殖から肥育という部分で、肥育の部分が玖珠郡、大分県の中で非常に薄れておりました。大分県としてもこの肥育部門に力を入れ、農業生産を上げるというのが第一問題であります。で、玖珠の牛をどう売り出していくかが最大の課題であろうかというふうに思います。

現在、飼料価格の高騰、それから素牛、子牛価格の現在高値が続いている状況でございます。肥育農家に対しては大変厳しい経営を強いられているということでもあります。これまで肥育農家に対する支援は、新たな肥育部門の導入に対する豊後牛肥育経営活力アップ対策事業や肥育農家に対する所得補償制度としての肉用牛経営安定対策事業等に限られておりました。これは、玖珠町が単独の補助事業も過去に限られたものしかございませんでした。

今後、豊後玖珠牛の名声を上げるために、各関係機関と協議を行いたい。それでもって肥育農家に対する支援策を検討していきたいというふうに考えております。

また、大分県肉用牛生産近代化計画の達成を図るためには、肥育技術の向上と増頭増進を図る目的で、大分県及び肉用牛振興協議会並びに肥育担当広報普及指導員による肉用牛肥育強化特別指導チームが設置されております。この中の肥育農家濃密指導班を積極的に利用して、肥育農家の支援を行っていききたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（片山博雅君） 5番佐藤左俊君。

○5番（佐藤左俊君） ありがとうございます。

次に、酪農対策につきまして、2点にわたりましてご質問をいたしたいと思います。

先ほども申し上げましたが、配合飼料の急騰で酪農農家死活問題となっております。何らかの支援を打ち出さなければ最悪の状態となっております。配合飼料の中身は、とうもろこし、大豆、大豆油かす、成分の半分はとうもろこしで、94%が米国産で、背景にはバイオエタノール向けの需要の急増や米サブプライム住宅ローン問題を受けて、投機資金が穀物相場へ流入したことなどがあるようであります。また、海上運賃の値上げも飼料高に拍車をかけているようでございます。

酪農では、牧草収穫などの機器をトラック、トラクターなど機械を多用、軽油などの燃料価格の上昇、搾乳に使うモーターや牛乳を冷却する機械使う電気代の値上げも影響してきています。政府も緊急対策を打ち出しておるようでございますけれども、到底及ばないところにきているようであります。

町として、育成助成と消費の対策につきまして、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 酪農対策で育成費補助、それから消費の拡大の推進ということの質問でございますが、午前中にも秦議員さんにもお答えをいたしました。

現在、飼料が高騰して非常に厳しいものがございます。町内の酪農家は平成15年には20戸で634頭が飼育されていたものが、現在では13戸で621頭というような飼育となり、酪農農家の減少が続いているのと、1戸当りの多頭飼育という部分のような傾向になっております。

酪農を取り巻く状況も大変厳しくなっており、牛乳の消費の低下に伴う生産調整、乳価の低下、配合飼料の高騰、後継牛素牛の価格の高騰等、いずれも大変厳しい状況となっております。

午前中にも申し上げましたが、玖珠町の畜産、酪農業の基盤強化に向けてどんな経営努力にどんな支援ができるかが大きな解決策につながるものというふうに考えております。

よって、酪農安定経営を図るには、より効果の上がる事業の取り組み、また、要望が出ています素牛生産の育成費に代わるということで、複合経営などの事業などが取り組めるかを関係機関と協議してまいりたいというふうに考えております。

消費の拡大でございますが、現在では様々な飲料商品が生産されております。飲用牛乳などの消費量は平成6年度をピークに減少に転じております。日本酪農乳業協会の調査によりますと、牛乳類の飲む量が減ったと感じるものが23%、その理由のトップとしては、他の飲み物を飲むので牛乳を飲む機会が少なくなった等が挙げられております。現在は少子・高齢化が進み、人口の増加が見込めない中、全国的に消費量の限界が見られております。このことをみたときに、地域での消費拡大には限度がございます。

よって、全国的に需要が拡大しなければ、地方の拡大も考えられません。根本的打開策は乳製品の輸入制限、輸入品から国産製品への転換施策が第一ではなかろうかというようなふうに考えております。そうすることにより、国内の酪農経営にはずみがつき、需要の拡大にもつながるものだというふうに考えております。

現在の消費拡大対策事業では、議員さんご承知のとおり、県産牛乳理解促進ふれあい対策事業というのが、全県下で広められております。関係者のもとで全県的に進められております。大分県の乳価

出荷はみどり牛乳一本でありまして、全県的にこのみどり牛乳で対応するというような形になっております。

玖珠町での具体的な消費拡大活動とすれば、今まで行われておりませんでした、町内で昨年からですけど、農業祭青年部が乳製品を販売するというようなイベントで行われております。今後とも町内で開催される各種のイベントのときなど、関係者と特設コーナーなどを設置し、相乗的な効果が發揮できるよう、酪農家、酪農組合、行政が一体となって消費拡大が進むよう考えていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（片山博雅君） 5番佐藤左俊君。

○5番（佐藤左俊君） ありがとうございます。

次に、畜産から180度とは言いませんが、新たに企業進出につきまして質問させていただきたいと思います。

工場の立地条件としては、九州のだ真ん中に位置をし、昔から豊前の中津、肥後の熊本とは交流があり、栄えてきたのが玖珠町ではないかというふうに思っております。中津市にはダイハツ、福岡県にはトヨタと日産、熊本にはホンダのそれぞれ自動車工場が進出をしております。いずれも玖珠町から1時間30分圏内で、まさに最高の場所にあると思います。

新たな企業誘致には町長は日夜全力を挙げていただいていることは十分承知をしておりますが、企業側とすれば自治体の受け入れ態勢がいかん整備されているかではないでしょうか。工場立地条件につきまして、玖珠町は大変恵まれておりますし、他市町村に決して劣ってはいません。企業が望む技術力のある若い労働者も地元には県立高校もありますので、今後十分検討できるというふうに思います。

玖珠町が本腰を入れて企業誘致をするためにも、他町村よりも企業にとって最も有利な税制面等の優遇措置の条件の整備を図っていくべきだというふうに思います。企業誘致はたやすいことではないことは十分承知をしておりますが、町民誰もが望んでいます。また、町長でなければできないことですので、是非お願いをいたしたいと思いますが、町長のご所見をお願いします。

○議長（片山博雅君） 小林町長。

○町長（小林公明君） 先ほど議員さんからご質問のございました農業、畜産、酪農の振興というのは、地場産業の振興ということで、基本的に、文字通り一次産業の振興でありますから、これが二次産業、三次産業に及ぼす影響というのは大きなものがあるわけであります。

しかしながら、当面の地域の活性化あるいは地域経済力の向上ということを考えた場合には、企業誘致が地域づくりの核になるというふうに認識してるところであります。

幸い、お話ございましたように、当町を取り巻く他地域、他圏域には自動車産業を中心とした直営の工場が相次いで立地しておりまして、その自動車産業の部品等のメーカーが県下各地域に立地をしてきてるというふうに、非常に、いわば風が吹いてきたというふうに認識してるところであります。

しかも、自動車産業の部品メーカー等でそのユーザーが、大半がある自動車メーカーに偏っております部品メーカーについては、その直営工場の近くに部品工場を造るわけでありますけれども、複数のユーザーがいる部品工場等につきましては、どちらに造っても問題があるわけで、割と中間的な場所に造るという傾向があるわけであります。そういう点から、国道387号、それからアクセスとしての210号、そういうものの整備が進むにつれまして、この日田・玖珠地域というのはそういう企業の立地の拠点としては望ましいところというふうにみられてるわけでありまして、先般立地協定をして、間もなく操業が開始されます九州南部化成さん、そして現在立地をターゲットにして詰めておりますのも、そういう企業立地のニーズに応じた会社でございます。

この企業立地、誘致というのは非常に難しいものがございまして、現在の自動車関連産業あるいはそれ以外の製造業でもそうでありまして、求めております労働力は純粋労働力と申しますか、例えば兼業である従業員の皆さんではなくて、100%工場で働くことを、工場の従業員としての労働をしていただく方を求めているわけでありまして。しかも基本的には若い新卒者ということになるわけでありまして、そういう企業が求める労働力が、果たして玖珠にいるのかということになりますと、若干心もとないところもあって、企業側もそれを一番懸念にしているところであります。

また、立地した場合も、従業員の皆さん方がその立地の場所で教育を受け、医療を受け、そしてまた、文化、スポーツを楽しむ、そういう福利施設、あるいはデパートとかスーパーとかの消費活動と申しますか、町民生活としての生活を送る場所に対してふさわしいのかということも大きな企業の選択の1つになっているところであります。そういう意味からも、この文化、スポーツ施設の整備というのは急がねばならないというふうに思っております。

お尋ねのこの立地に際しての助成策でありますけれども、先般ご議決をいただきましたように、新規設備投資に対する、用地取得を含む設備投資に対する助成金の創設、あるいは地元労働者を雇用した場合の雇用者数に応じた助成金、さらに、法に基づきます税の減免措置というものをとってきておりまして、この誘致策としては市町村では大きい方だなというふうに思っているところであります。

今後とも、こういう誘致条件を積極的に説明、展開して、一日も早い立地の決定をいたしたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

○議長（片山博雅君） 5番佐藤左俊君。

○5番（佐藤左俊君） ありがとうございます。

先日、九州南部化成の事業内容につきまして議会全員が説明を受けましたけれども、本当にやる気のある企業、将来性のある企業と私は感銘をいたしましたところであります。この会社は、本年は新たに設備投資を考えているようでございますが、できるだけ町としても支援をしていくべきだと思っておりますし、また、将来性もこの会社はありますし、若者の雇用促進にも貢献できるようですし、必ず玖珠町の発展へとつながることになりますので、是非とも企業の意向を踏まえ、資金面等についての全面的支援を図るべきだというふうに思っておりますので、質問の中で2点ほど私の方が質問しております。

したけど、町長の方から先ほどご答弁がありましたので、再度お願いをしてこの項はあげたいというふうに思います。

次に、運動公園につきましてご質問させていただきたいというふうに思います。

平成20年度で公園用地の取得が本年度で終わる、来年度以降からは建設等に入ると思いますが、多くの町民の皆さんに喜ばれ、多くの方が利用される立派な施設にしてほしいと思います。運動公園でするので、競技や競技スポーツは当然でございますが、憩いの場もあり、軽スポーツもできて、家族が楽しめる公園計画をされていると思います。

ここであえて私が提案したいのは、質問のところで2点にわたって質問していますように、家族が楽しめ、高齢者が健康で楽しめる施設ができないかということです。簡単に申しますと、ゲートボールとグランドゴルフを一緒にしたスポーツで、今全国的にブームになっていますパークゴルフ場が考えられないかということです。

昨年、総務委員会の研修で仙台に行きましたが、その折にこの施設を研修しました。大変な盛況ぶりでびっくりさせられました。その日は平日の夕方でしたが、お客さんの多さにびっくりもしました。しかも年齢は70歳以上超えられた方々が大半で、男女同数ぐらいだったと思います。きれいなウェアを着てゲームをしておりましたが、こんなに人気があるのかと感心させられたところであります。

関係者の話を聞きますと、競技人口も年々増え続けておりまして、この村はまた新たにコースの増設をするようにしているとのことでありました。

このスポーツは、ゲートボールと違い、仲間の皆さんと喧嘩はありませんし、かなりの距離を歩きますし、健康面からも大変素晴らしいものと思います。大衡村の職員に医療についてどうでしょうかとお尋ねをいたしましたところ、効果が出ておりますと言っておりました。

実際見ないとわからないと思いますが、総務委員会の6人は全員見えていますし、おわかりですが、玖珠町に是非とも造るべきだと皆さんは同感をしたところであります。造るとなれば、公認コースでなければ各種の大会もできないし、管理のしっかりしている運動公園内に建設はできないかとなったわけであります。

この事業は、都市公園の補助と防衛省からの補助金をいただいて計画をしているので、用途変更は難しいとは思いますが、多くの町民の皆さんが利用しなければ、公園としての価値はありません。陸上競技場については多くのスポーツ行事やイベントに利用されますが、恐らく休日使用が多いと思います。野球場についても同じだと思います。今回提案をしているパークゴルフは、若い人というより70歳以上の高齢者が楽しめるスポーツで、平日にも利用者はありますし、土曜日曜は家族で楽しめますので、是非造るべきだと思いますが、まだこれから施設の見直しは可能ではないかというように思いますので、是非その点につきまして要望といいますか、ご所見をいただきたいと思います。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） お答えいたします。

玖珠町の総合運動公園建設につきましては、町民の健康づくりや子育て、スポーツやレクリエーショ

ン、憩いや休息の場としまして、一部利用負担はお願いする施設もございますが、町民がいつでも誰でもが利用できる施設づくりを計画して、現在事業を進めているところでございます。

議員ご質問の、家族全員が参加できる新たな施設としてパークゴルフ場を考えられないかとのことでございますが、公園内にパークゴルフ場の設置につきましては、先の12月議会におきまして、藤本議員さんより質問がございましてお答えしておりますが、パークゴルフは25年前に北海道で生まれております。現在、全国で1,000近いコースができ、子どもからお年寄りまで気軽に楽しめるコミュニティスポーツとして九州でも愛好者が増えております。また、近年リハビリや健康回復を促がして精神面により効果があるとし、医療、福祉分野からも高く評価されているようでございます。

したがいまして、現在計画中の共同広場において、パークゴルフができないかということで、共同広場の動線を視野に入れまして、自由な公園利用の1つとして整備を検討してまいりたいというふうに思っております。

また、隣接しております協心橋下流の左岸河川敷を活用しましての設置について、河川敷かなり広うございますので、設置するとなれば正式なコースも取れるというような判断をいたしております。現在、大分県の玖珠土木事務所と教育委員会とで締結しております「玖珠川河川敷管理協定書」これに管理面で追加できないか、今後土木事務所と協議して、その協議次第では河川敷にパークゴルフ場の設置を検討してみたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長（片山博雅君） 5 番佐藤左俊君。

○5 番（佐藤左俊君） ありがとうございます。

以前、私も壮年ソフトボールというチームで、地元のチームの一員としてやっておりました。約20年近くやったんじゃないかと思っておりますが、あのときも、社会教育課が中心となりまして1つのソフトボールの普及をですね、やったんじゃないかと思いますし、抽選会、ナイターの抽選会も大変な盛況で、抽選をしなればソフトボールができない、それから早朝ソフトがあったりナイターがあったり、本当に大会がいろんな地域で選手もできました。恐らくですね、こういうスポーツ、非常に私もゴルフをやっておりますけれども、なかなかゴルフはお金もかかりますし、さあとはいきませんが、あのパークゴルフ場、素晴らしい、出来上がればですね、緑の中で健康的にもなれるし、一大ブームをですね、恐らく町としてもそれが計画され、役場全体でそういった指導体制が出来上がればですね、恐らく各地区にも、ゲートボールと違ったチームもできていいんじゃないかというふうに思っております。是非、今話題となっております運動公園、絶対に成功しなければこれは意味がありませんので、是非ともお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議 長（片山博雅君） 5 番佐藤左俊議員の質問を終わります。

次の質問者は1 番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） こんにちは。議席番号1 番尾方嗣男でございます。

通告に従いまして、平成20年度第1回定例会の一般質問を執り行いたいと思っております。

議長のお許しをいただき、一問一答方式でいたしますのでよろしくお願いをいたします。

玖珠町工業団地の整備についてでございます。

一般質問が、私、今回で4回目でございますけど、議会がある度にいろんな議員さんが工業団地については質問をされております。なかなか工場というものを垣間見ることもできませんけど、今回は整備についてその辺を質問をしてみたいと思っております。

まず、1番目に、工業団地は賃貸方式なのか、分譲方式なのか、その辺をお伺いしたいんですけど、私の知る限りでは、分譲方式ではないだろうかというふうに聞いておりますが、その辺はいかがでしょうか、お伺いしたいと思っております。

○議長（片山博雅君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） お答えをさせていただきます。

県営の玖珠工業団地でございますが、これは豊後高田にございます大分北部中核工業団地と同様に、県土地開発公社が用地を購入いたしまして、造成をして販売するものでございます。尾方議員のおっしゃるとおり、分譲という形のものでございます。

以上です。

○議長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1番（尾方嗣男君） 私たちも議会で豊後高田の工業団地は視察をしてみたいんですが、書類も読ませていただきました。大体そういう方式、県等の事業ですからそういう方式と思うんですけど、分譲となりますと、工場が、企業がどんな大きな企業が来るのか、一面全部を使うのか、2区画に分けてやるのか、そうするとその1区画は小さな企業なのか、大きな企業なのか、そして、それで2企業来ていただけるなら2企業でいいんですけど、1企業なら1企業でいいんですけど、何十年契約という方式でいくと思うんですけど、そういう中で、ちょっと企業が衰退の方になったときの万感やむを得ず撤退とかいう方式になったときには、どういうふうな対策になるのか。まだ、れっきとした企業が来てないのにそういう質問をするのも酷ではないかと思うんですけど、町民の方というのはやはり、本当に来るのだろうか、来たらどうなるのだろうか、そういう観点もあると思うんです。その辺で、できればできる範囲で結構なんですけど、企業はまだ決定をみてないのでそういう締結がないと思いますけど、その辺を少しお聞きしたいと思っております。

○議長（片山博雅君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） 県営の玖珠工業団地につきましては、まだ団地の整備の詳細な実施設計ができていないわけではございませんので、これの基になっております、平成6年に県が作成しております県営玖珠工業団地計画というものがございますので、その中に記載されてることに従ってお答えをさせていただきたいと思っております。

基本的には、工業団地に立地企業の意向に合わせて整備を図るというようなことになりますので、要するに区画を何区画区切るとかいうことは、今の段階ではまだ正確には決めておりません。

あと、立地して企業が撤退するときの場合というのも、現時点では全然まだ検討してないところがあります。

以上です。

○議長（片山博雅君） 小林町長。

○町長（小林公明君） ただ今の担当課長のご質問で、ちょっと補足させていただきたいというように思います。

立地した企業が経営が不振に陥って撤退した後のことにつきましてでありますけれども、先般も会社の立地に対して、立地前からその経営を不安に思われてご質問された方もいらっしゃいますけれども、私どもは、誘致をする際には、少なくともその時点での資本金の問題、あるいは従業員数や経営実績、年間の売上状況、そういうものを県と一緒に厳しくチェックをいたしまして、そのうえで誘致をいたしております。

したがって、10年か何十年か先の経営というのはわからないものもあるわけでありまして、そのときは、既に団地の土地は企業の土地になってるわけでありまして、企業の自主的な判断と申しますか、で、その処分等が図られるものというふうに思っているところであります。そうならないように、事前に十分にチェックすることが必要だというふうに思っております。

○議長（片山博雅君） 1 番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） では、2 番目の調整池について質問をしてみたいと思います。

整地をしますと、どうしても水の量が多くなって、四日市側の方に調整池というものを買収済みかと思えます。2、3 反ぐらいの土地ではないかと思っておりますが、あそこに1つだけというお話でございしますが、こっちの井の尻側というか、町営住宅の方側には造る計画というものはないのでしょうか。

○議長（片山博雅君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） 団地の完成後の雨水と工場排水でございますが、これは四日市側の調整池1箇所を集め、ここから太田川、玖珠川へと放流をしていくということになります。

ただ、造成工事中につきましては、仮設の沈砂池は大体6箇所ぐらい設けるような計画をしてるようでございます。

以上です。

○議長（片山博雅君） 1 番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） 造成に入りますとですね、やはり1年か2年ぐらいはかかると思います。まあどのくらいかかるかわかりませんが、そうすると、やっぱり地肌が剥け出ますと、泥流、雨降りが長く続くと泥流というのが出ます。と、近隣の、ちゃんとしないと近隣の山とかその周辺に流れ込む可能性があります。そうすると6箇所ぐらい造るのであれば、多分私的にはいいと思うんですけど、その泥流というか沈砂池、まあ沈砂池というんですけど、その沈砂池というのは造った後はもう元に戻るのか、何箇所かしてやはり泥とかゴミとかいろんなものが流れ込むところもあると思うんで

すよ。そうすると調整池だけに1つにしぼると、その中に、今度あそこから、太田川の方から流れ込む、そこに流すんですけど、農業用水の水路を利用すると思うんですけど、その辺の地権者等は承諾を得てるんでしょうか。

○議長（片山博雅君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） 今、議員がおっしゃる件ですが、多分これは四日市側ではなくて、十の釣側の件ですかね、帆足排水路の部分かと思いますが、現在、進入路の関係がございまして、帆足排水路に道路分の排水の許可といいますか、承諾をいただきたいということで、お話は、四日市それから十の釣の方にはお願いをしているところであります。

以上です。

○議長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1番（尾方嗣男君） 十の釣の方に流れる、井の尻のところからと非常に水路というのが狭いですね。そすと、多く水が出たときに逆流はしないんでしょうけど、少し池の原住宅の側の方へ水位が上がってくるのではないかなと思うんですね。非常に小さいあれですから、一気に流していくというところの方の水路もあまり大きな水路ではない、だからそこに1つ大きな調整池を造って調整をして出すが、地域住民も安心するのではなかろうか。また、氾濫とか逆流、多分少しは水位が後ろの方に上がってくると思います。こっちが取付道が出て道路ができれば、やっぱり水がいったんにだっときますから、その辺の対策というのはどういうふうになってるんですか、お伺いしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） 議員ご発言の井の尻のところですかね、ところの方につきましては、現在も古いため池が残っております。工事計画を見ますと、工事中の期間はその現在のため池を沈砂池として仮に、仮設ですけど、使うような形になってるようであります。

議員さんからのそういうご意見でございますので、土地開発公社の方とも協議しながら進めたいというふうに思っておりますが、帆足排水路の方にかかる雨水の集水面積でございますが、現状の面積が76.69ヘクタールというふうに雨水の排水区域の面積ですが、これが、団地を造成しますと、団地の頂上部分の造成の角度といいますか、によりまして頂上部分がほとんど四日市側の調整池の方に流れていくという形をとっておりまして、実質的にはこちらの帆足排水路の方にかかる面積といいますかは、4.88ヘクタール分ぐらい減少するという県の試算といいますか、計算上ではそういうふうになっておりまして、実質的には面積が減るので、排水路にかかる負担も減るという計算をいたしておるようであります。

以上です。

○議長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1番（尾方嗣男君） はいどうも。

それでは、雨水排水が出ましたので、4番目の雨水排水についていきたいと思います。

大体玖珠町の年間雨量で、1つで間に合うのか、いわゆるこっちの帆足側の方を利用するというこ

とですが、かなりきちっとした回りの整地した側に水路は、排水路は造ると思うんですけど、その中でどうしても山の方に流れる水も多少あるのではなかろうかと思うんです。そういうときに、地元の方からちゃんとしたものができておるか、いないかという地元の人との現地確認とかそういうことは、今後やっていく希望はあるのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（片山博雅君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） これは事業計画がまとまり次第、事業計画といいますか、企業が立地して団地いよいよ開発ということになりましたら、それはもうきちっと各集落にご説明を申し上げて、どういうふうな形で造るというのはお示しをして、了解を得たいとそういうふう考えております。

○議長（片山博雅君） 1 番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） それでは、工業排水についてですね、といたしますけれども、工業排水についてちょっと伺いたいんですが、県の事業であれば、きちっとした企業内での排水処理、下水処理というのは基準があると思いますので、その基準に応じてやられると思うんですが、一次処理、二次処理、三次処理とこうランクがたくさんあると思うんですけど、それは最高の第三処理までやると思うんですけど、やればどうしてもそれは水路を利用して川の方へ流れると思うんですけど、それがやっぱり田んぼの農作物の水路が多少利用度があります。その辺に流れ込むことはもう必要不可欠、必ず入りますから、国・県・町の基準をしたものであろうかと思うんですけど、地区住民の同意というか、水稻作物をやられてる農家の方々の承諾というのは取られているんでしょうか、その辺を聞きたい。

○議長（片山博雅君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） 基本的な同意といいますか、工業団地を造ることに対する同意は平成5年の段階で周辺集落、7集落にご説明をいたしているところであります。

先ほどご心配される工場からの排水、工場排水の件でございますが、この工業団地工場排水と生活排水一緒にそれを取り込んで太田川の方に放流することになるわけですが、これはそれぞれの工場が敷地内におきまして水質汚濁防止法の排水基準値以下になるように処理をした後、下水管渠を通じて一旦は調整池の方に溜まるんですが、調整池から太田川、玖珠川というふうに排出をしていくという形になります。

以上です。

○議長（片山博雅君） 1 番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） そうなりますと、多少農用水に入るんですけども、それはクリアをした基準であるから支障はないと思うんですけども、工業用水は綾垣側か四日市側の方に試掘をしておりますが、あそこから揚げるんであろうかという思いであります、企業によっては整地をした上の部分に掘ってほしいと言われたときには、どういうふうなあれをするんでしょうか。

○議長（片山博雅君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） 一応、工業用水は町の方で用意をするといいますか、町が事業主体

で持つことになっておりまして、1箇所はその工業用水の井戸を掘りまして、そこから何社か来た場合でも供給して販売していくという形になりますので、複数の井戸を現在の時点で掘るとかいうようなことは考えておりません。

○議長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1番（尾方嗣男君） そうなりますと、複数掘らずに1箇所試掘のところから揚げると思いますが、あそこで2,000リッターぐらいですかね、工場が1,200から1,500ぐらいの工業用水の利用ではなかろうかと、企業によって多少違うでしょうけど、減る場合もあるでしょうけど、それぐらいはどこの工業団地を見てでも1,200から1,500ぐらいの工業用水が必要ではなかろうかというふうに踏んでおる。資料を見ますとそういうふうになっております。

その中で、1箇所で揚げてしまいますと、他のまだ調査をしてないんでしょうけど、ほかの周辺にその水位が下がるとか水が足らなくなったとかいうときの、別の対策は今のところ考えているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） 議員のご指摘のとおりでございます。この県営玖珠工業団地、最大日量1,200立米の水を謳い文句にいたしております。現在、試掘してある井戸でございますが、これは平成11年に試掘ボーリングをしたものでございます。水量は日量で1,000立米を確保いたしております。このボーリングは団地外の位置にございます。このため、これを使うとなりますとやっぱりしたからポンプアップしたりしなければならないようなことになりますので、実際にこの井戸を使うかどうかというのは、まだ検討の余地があるのではないかと考えております。

あと、この日量1,000立米をがんがん毎日揚げたときの影響といいますか、周辺集落に対する影響については、まだ現時点では調査をしておりませんので、こういうものも調査したうえでやらなければならないというふうには考えております。

○議長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1番（尾方嗣男君） 水のことでございますから、やはりしっかりしたものを見極めて、後でああだった、こうだったというものがないようにお願いしたいと思います。

ちょっとあえて申しましたが、7番の上水道ですね、先般ちょっと進入路のあれで現地確認をしたんですけど、上水道があそこまで来ておりますから、前々のものがありますから、工業用水には使わないで、生活で使うんでしょうけど、ポンプアップになると思うんです、整地をあまり掘り下げないというふうでございまして、今の道路よりちょっとぐらいに掘り下げていくと、ポンプアップはないんでしょうけど、あまり整地を表土を下げない、1、2メートルぐらいの表土を取るのではなかろうかということでございまして、そうすると、上水道のことになりますと、どうしてもポンプアップになれば電気料そういうものは企業が負担するのか、町が負担するのか、よその企業を見ますと金額が出ておりますけど、うちの場合はどれぐらいの日量の計算をして、料金はどれぐらいが妥当なのか、線が出ているのか、出てないのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） ただ今の質問は工業団地内の生活用水の件でございますが、この生活用水は、計画時に最大日量を220立米というふうに予想しております。これの工業用水と同じで、町の方が事業実施をすることになります。

現時点でポンプアップにするのか、どうするのかというところまで、きちっとまだ造成計画といいいますか、それに従ってやってるわけではございませんので、どの程度の事業費がかかって、電気料はどのくらいぐらいかかるというところまではまだやってない状況です。

以上です。

○議長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1番（尾方嗣男君） なかなか企業が来てないのに、なかなか難しい質問でございますけど、やはり町民というのはいろんなことがぴしゃっとできておるのか、なかなかできてないから企業が来ないのじゃないのか、いろいろ難問があるんじゃないかという心配をしておりますので、あえて整地について質問させていただいたんですけど、この6番、地区住民についてですね、十分に説明をさせていただいて、まあ皆が皆120%というのが望ましいんですけど、ちゃんと説明をして、こうこうこうということができているのか、地区住民が不安になってないのか、何回ぐらい地区住民と交渉したのか、整地がして調整池、水路そういう面がどれぐらい交渉したのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） ではお答えをさせていただきます。

平成4年の大分県の開発計画の概要決定を受けまして、平成5年に四日市、十の釣、井の尻、池の原及び池の原住宅、下綾垣において、工業団地構想の説明と各種調査協力依頼の説明会を行ってまいりまして、計画への賛同を得ています。

そして、平成5年10月には、大分県及び大分県土地開発公社と本町との間で事業の基本協定の締結を行っております。その後、平成9年より工事の着工に向けて用地測量及び具体的な取り組みを開始いたしまして、平成10年5月には用地買収のための自治委員に対する説明会及び先ほどの6自治区に対する説明会、さらに7月からは地権者に対する説明会を行ってきてるところであります。

工事着工ともなりますれば、県及び町で協力しながら、再度全体計画を含めた事業内容を説明し、詳細について確認や協議を行う予定でございます。特に、工事中の防災安全確保のための方法や用排水の作業にかかる用地等の借用も出てくるかと思いますが、必要に応じて説明や協議を行って進めてまいりたいというふうに考えてるところであります。

以上です。

○議長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1番（尾方嗣男君） いろいろどうもありがとうございました。

最後になりますが、町長にお願いでございますが、私たちが自慢できる我が町の財産は、自然や歴

史、文化や人情が織りなすやすらぎ空間、本当にいい盆地の玖珠町でございます。また、この玖珠町の盆地に地域内外の人達がやすらぎ空間を集い、本当にいい玖珠町だなという町をつくってほしいと思っております。

昨今、世の中を見てまいりますと非常に乱れた世の中でございます。でも我が町は童話の里という歴然とした古い歴史がございます。そういう歴史をしっかりと踏まえて、育てて、本当に内外から訪れたお客さんが、よかったなあと、また訪れたいなというまちづくりをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（片山博雅君） 1 番尾方嗣男議員の質問を終わります。

ここで20分間休憩します。午後2時40分から再開します。

午後2時20分 休憩

△

午後2時40分 再開

○議長（片山博雅君） 休憩前に引き続き再開します。

次の質問者は、16番片山博雅が行います。

ここで一旦議長席を離れますので、議長に代わり副議長に務めさせていただきます。

（議長片山博雅君議長席降壇）

（副議長高田修治君議長席着席）

○副議長（高田修治君） 副議長の高田です。

それでは、次の質問者は16番片山博雅君。

○16番（片山博雅君） 私たち議員は多くの町民の行政に対する意見を聞き、その夢と希望と批判の声を町政に代弁をしております。また、議員としての研修や知識を生かして玖珠町の活性化や各種問題の解決に向けた質問をしております。

まず、通告に従いまして、1. 町民皆水道、生活用水で苦しんでいる玖珠町住民を救う上水道未普及地への拡張ができないわけは、子どもでもわかる説明をお聞きします。

○副議長（高田修治君） 佐藤水道課長。

○水道課長（佐藤健一君） 片山議員の質問にお答えします。

生活用水で苦しんでいる玖珠住民を救う上水道未普及地への拡張できないわけは、また、子どもにわかる説明をとの質問ですが、先の12月議会で同様の指摘を受けたところであります。

水道会計は企業会計で、独立採算制を重視された経営が求められております。12月上水道事業質問以降、国の事業採択について因果関係や採択基準において再検討を行ってきたところでありますが、それらの基準をクリアできなければ、たとえ区域の変更において事業承認はいただけないことになっております。

上水道未普及地域の拡張についての新たな事業がないか、また、採算性が取れるのか、その事業負担においても検討していかなければならない問題点等があり、特に要望地区であります八幡地区につ

いては、12月議会で述べたとおりで、加入希望者の確保ができなければ水道会計は独立採算制であり、経営は苦しくなりますとの答弁をしたところで、事業実施は現在のところ困難な状況であります。

議員質問については、関係戸数等を考え、将来的に住民の立場に立った判断をし、以前より水質、水量等で苦しんでおられる方においては、是非とも玖珠町飲料水給水施設整備事業を行っていただく方が住民負担が軽減されるのではなかろうかと思い、この事業で行っていただければと思っております。

また、今後、上水道事業を行う場合、住民の事業同意のアンケート等を行って判断していきたいと考えております。

以上であります。

○副議長（高田修治君） 16番片山博雅君。

○16番（片山博雅君） 12月議会では時間がなく、突っ込んだ質問ができませんでした。執行部として、また、水道行政の課長が独立採算制を強調されますが、独立採算制というのを子どもでもわかりやすく説明してください。

○副議長（高田修治君） 小林町長。

○町長（小林公明君） 子どもにもわかりやすいような説明ということでございますけれども、議会の答弁でそういう子どもにもわかりやすい説明をすることは議会に対する軽視だというふうに思っておりますので、独立採算制ということはもうおわかりだと思います。収支が均衡するような、公営企業でありますので、そういう採算をとっていくということであります。

以上であります。

○副議長（高田修治君） 16番片山君。

○16番（片山博雅君） なぜ独立採算制というのを質問したかといいますと、非常に水の来てない家庭というのは何十年もそれこそずっと飲料水が確保されてないわけです。そうすると、家の雑談の中でその話が出てくるわけです。独立採算制ってなんだろうかと。それで私はそのように言ったわけです。

元々独立採算制というのは、水道事業においては水を売って、そしてその収益で人件費、そして維持管理をするのが建前であります。

それで、税金が、町長の答弁の中でもありましたが、一般財源から繰り入れてないというけど、やっぱり繰り入れてる時期があるんですね。これはちゃんと調べております。そういう問題でこれから質問するわけですが、やはり水で苦しんでる人たちを放置するわけにいかない。

昨年一昨年から、肉の偽装、そして食品の賞味期限、そして今ギョーザ問題、ありとあらゆる食の問題が出ております。食、水は命の源といわれております。そういう中で、なぜ水が今まで放置されたのか、本来、いろいろ事業をする場合は、開始の事業、例えば水道課長だったら「町長何々の事業を開始します」、期間が長ければ中間報告をするわけです。「町長、今までこういう事業がやっておりますが、こういう問題に入っております」ということで報告する。そして完成したならば「完成しま

した」という報告をする。これが公務員の1つのルールであります。

今回、私があえてこの水問題に取り組んだのは、まだ完成してない中間報告の段階であります。この水問題についてですね、最初に質問したのは平成6年6月議会、町民が安心して飲める水を、町民皆水道を目指してくださいという水問題について質問をしております。その中で、永松助役は「町民皆水道を目指している。水不足や飲み水不適地域は水道未普及地域解消計画地域として県に提出している。井戸から飲料水を確保している地域は、定期検査を実施するよう指導していく。」というのがですね、平成6年6月議会の答弁であります。

事後ずっときまして、昨年の12月議会で、上水道の未普及地域がいつになるのかということに対して、水道課長は「独立採算制をとっているし、アンケート結果50%になってないので、上水道拡張はできない」、ということは、水が大事だと言いながら、切り捨てるということではないのでしょうか。

そして、これはまだずっとまだ後で出てきますが、これをまず水道課長になってまだ1年前ですね、水道課長になって水道未普及地域、そういう普及地域の本当に飲料水で困ってる地域をまず訪ねたことがあるのかお聞きします。

○副議長（高田修治君） 佐藤水道課長。

○水道課長（佐藤健一君） 八幡地区、片山議員の質問ですが、未普及地域に行ったかということですが、八幡地区のあるところですが、飲料水の供給事業でやったところではありますが、1軒私が行って、そういうことであるからということで、それでは飲料水の事業でということで1軒は行っております。

○副議長（高田修治君） 16番片山博雅君。

○16番（片山博雅君） 1軒は行ったということですが、八幡は何軒あるでしょうか。

次にですね、飲料水の各家庭における調査というのが、平成18年6月15日に玖珠町長小林公明の大きな職印が捺してあります。この中で、「食の安全、水の安全」というけれども、この項目の中には一切水質検査を受けたとかそういうのはないわけですね。水の安全については何も触れてなくて、ただ水道行政のいいなりにぼんぼんぼんぼんと持ってきてる。これは後で差し上げますよ。その結果が50%に満たないから上水道の拡張はしないと言われても、地域の皆さんは納得しませんよ。

例えばですね、平成8年「水道未普及地域水質事業調査事業」ということで、玖珠町綾垣地区の説明会資料であります。大分県保健環境部薬務生活衛生課、それと大分県玖珠保健所というのが出しております。この中を見るとですね、平成3年2月13日、大分合同新聞の朝刊で「春には水道がくるぞ、玖珠町第二大原野地区、待ちわびる11戸入植して39年」という記事があります。39年後に水がきました。まだ私は39年質問をしておりません。

それで、確認をしながらこれから進めていきたいと思います。

平成12年の12月議会の一般質問であります。水道課長に上水道拡張をといたところ、「正直なところ銭がありません。」と答えました。まず銭がない。そのときの町長の答弁が載っております。「水道事業の先ほど殿様は水道課長というお話がございましたが、殿様は私でございまして、企業会計の

管理者ということになっております。先ほどこちょっと乱暴な言葉で、水道課長が「銭がないと言いましたけれども、これは水道会計の独立採算制の予算では、一般会計のように補正というその財源そのものがないわけでありまして。町長としてこの一般会計からお金を入れてそれを造るということはいかないわけでありまして。」そういう答弁をしております。

次に、13年の6月議会、上水道拡張は、同じ質問ですね、上水道拡張。水道課長は「上水道拡張は1メートルたりとも規則があるのでできない。簡易水道。」という話をしました。そのとき、綾垣地区はどこを掘っても金気が多い、鉄分が多いということで、そこに簡易水道を造って水質が悪かったときはどうするかといったときですね、時の水道課長は「給水区域外に給水施設を造りまして、水質が悪いということになりまして、給水区域外にできないことになっております。」このとおりだと思います、規則でいけば。けれども、「けれども設備ができて、水源不足、水源が悪いということになりますと、給水区域の拡張を含めて延長はできないことありません。」こう言っております。いや、拡張はできると言ってるんですよ。わかりますか。聞いてなかったですか。

簡単にいうと、綾垣地区は上水道区域じゃありません。そこに簡易水道を造ってほしい、造りますからと水道課長が言った、時の、13年の6月議会で、だから私はいくらボーリングしても水は水資源が悪いんだから金気が出たりするといえ、水道課長は規則上はそれを延長することができないけれども、上水道の延長はできますという、こういう発言をしております。

11年の6月議会、水質検査をしたのかとの間に、「上水道区域外の地域を対象にアンケートを取った。88自治区1,128世帯から回答をもらった。77%が水質検査をしていません。」こう回答があるわけです。いかに自家水に頼ってる人が検査するとお金がかかるわけですが、その検査費用というのは水道課長どのくらいになると思いますか、お聞きします。自家水の水質検査をする場合に、どのくらいのお金がかかるんだろうかなと。

○副議長（高田修治君） 佐藤水道課長。

○水道課長（佐藤健一君） 1戸当りですかね、1戸当りですね。ちょっとその辺が今私も、後で回答します。

○副議長（高田修治君） 16番片山君。

○16番（片山博雅君） 4,300円かかります。前は7,500円ですか。なぜかという、保健所じゃなくて今は薬剤師会が今検査をしてるということで、金気を検査するためにはまた5,300円するようになっています。そういうことでね、金もかかる。

ちょっと話なんです、3月2日八幡地区の地区文化祭がありました。そのときに婦人会とか男性料理教室の皆さんが握り飯と団子汁を作って売れば収益になるし、来る人も助かるであろうということで、その握り飯と団子汁を作る話が成立しまして作るようになったそうです。検査の数日前に私が「どこの水を使うのか」と聞いたら、八幡の自治会館の水を使うんだと。ここは上水道は来てないのになぜそれができるのか、検査を受けたのかと言ったら、検査は受けてないということです。それで検査を受けてないということになれば、当然水質検査をしなきゃいけないので、それについてはです

ね、検査をするということで、前日にやっと水質検査の結果が出ました。辛うじて合格です。このいろいろな厨房を使って八幡の皆さんが使う水道施設がまだ上水道も来てない。八幡小中学校もまだ上水道も来てない。こういうことを鑑むと、やはり上水道は待ちわびられてるということであると思います。

そして、水道課長は課長就任してまだ1年も経っていないんですが、前任者からどのような上水道拡張についての事務引継ぎがあったのかお聞きします。

○副議長（高田修治君） 佐藤水道課長。

○水道課長（佐藤健一君） 引継ぎについて、先ほど述べましたが、関係戸数と区域内、区域外の関係戸数等を調べた段階で、先ほど言いましたように、事業をやって採算性があるのか、それとか負担金の関係等について十分内容を詰めていく必要があるということで、上水道拡張についてはそういうことで一応の引継ぎを受けております。

○副議長（高田修治君） 16番片山博雅君。

○16番（片山博雅君） 先ほどの水質検査の料金について訂正をさせていただきます。

水道検査はですね、項目が9品目ありまして、検査料が5,500円、9月前は7,500円、特別料金鉄分等を調べる場合は4,200円かかります。これは大分薬剤師会が実施しております。訂正します。

これは自治区からの手紙の回答であります。下綾垣委員会の委員長に來た手紙です。町からですね、簡単に言うと、上水道は近くまで来てるのに、何で来ないのかということであります。これに対する答弁がですね、回答が「給水区域の新たな拡張、配水管の延長を行おうとするときは、現在の水道施設の大幅な見直し、区域の拡張や浄水場拡張や検討が必要となることから、一部の地域だけを拡張するものではなく、上水道区域全体を再検討する必要があります。今のところ区域の変更計画、区域の拡張、上水拡張はございません。」こういうお答えであります。これは町長の職印が捺しております。

普通いろいろな問題が出たときは、全部をやる見直しと、一部を逐次逐次修正していくやり方があるんですが、水道課長、あなたはどっちがいいと思いますか。全部の見直しをすれば38年かかる。今見直しをすれば5年後に再開ができる。どちらを選びますか。もうわかってますよ。

それで、今ですね、3月というのは公務員は新しい年度の行政組み替え、また、転勤があります。玖珠駐屯地の隊員はもう転勤先が決まっております。大分県警はもう転出が発表されました。こういう時ですね、私もずっと議事録等を見まして、これ書いて写してきました。その中で、まず平成12年の12月議会は、水質検査は町が行いますよと言うけど、やってないですね。そして平成13年にいろいろ、14年か、14年の12月議会で、上水道拡張が未だに解決策がない。公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図る努力をしているかということに対して、時の水道課長は「第二次水道工事完了後、拡張ができるか検討をしたい」このとおりですね。検討や簡易水道等の検討をする必要があると。そして同じ15年にはですね、同じような町民皆水道はいつか、綾垣地区の83歳の老人が「町長と語ろう夢トーク」で、飲み水に困っている、八幡地域まで上水が来てるので延長できないかというときに、町長は「水がない」と言われたそうです。確かにこの時点で規則上は拡張はできてないんですね。そう

いう問題が平成15年になっております。そして、町民皆水道と申しても、広大な地域に上水道の給水は不可能に近いという答弁もあります。

そして、平成15年9月議会で「一日も早い町民皆水道を聞く」、これに対して町長は「町民の水の確保、安心して飲める水の確保は行政の原点」と答弁をされております。そして「現在原水の確保を調査している。」と言っております。

次に、平成6年の6月議会からずっときましてですね、もう平成の13年近くになると、努力せにやいかんなどということがきております。そしてまとめると、まず金がない、水がない、第二次水道拡張事業が終わるまで上水の拡張はできない。この3つを言ってるんですね。これは間違いありません。全部載っております。

そして昨年の12月議会で、100%に近い希望がなければ拡張はできないと言われてね、町民は納得するのでしょうか。10年以上、いけるぞ、いけるぞと言われて、できなかった。こういうのを踏まえたとき、私たちは議員はどうしたらいいんだろうかということになりますが、まず水道課長、どのような方法にしたら安心して飲める水が八幡、そして大隈、そして古後、山浦等の未普及地域に来るのかお尋ねします。

○副議長（高田修治君） 佐藤水道課長。

○水道課長（佐藤健一君） 今、議員の質問の前に、一応昨年の6月に国の方から通達があつて、事業を行う場合、給水区域の拡張を行う場合、簡易水道事業統合計画の策定ということで、内容については、事業統合には施設の統合を含むハード統合、施設を接続しないが経営を統合する統合、玖珠町内の簡易水道は6箇所、給水施設18箇所の水道料金の一元化を平成21年度に計画し、平成28年度までに実施しなければならないということで通知があつております。それがなければ、国の方も承認できないということでもあります。

以上のことで、いろいろ統合計画、それから基本計画の方針等を樹立していかなければならないということで、その点で私どもも検討したんですが、先ほど言いました料金の一元化ということが1つの拡張の承認の条件でありますので、厳しく、国の承認を得る条件はそういうことがあります。

先ほど議員が言われた、水は厳しいですが、国の方がですね、国の方の考えは上で決めるんですから、下までの気持ちがよくわからないんですね。それでまあ今言ったような玖珠町内の全部の料金の統一とかそういう面が条件的に、それをせんとできないですよというのが昨年6月の通知であります。

そういうことで大変厳しいということです。

○副議長（高田修治君） 16番片山博雅君。

○16番（片山博雅君） 大変厳しいと言われたら何もできないと思います。町民を救う気がないからです。これがですね、平成12年第1回3月議会の一般質問の回答であります。このときの水道課長の答弁があります。この中で、上水道を拡張はできないかということに対して「水道法10条に事業の変更があります。この中で（よく聞いてください。）事業者は給水区域を拡張し、給水人口もしくは給水量を増加させ、また水源の種別、取水地点もしくは浄水方法を変更しようとするときは、厚生大臣の

認可を受けなければならない。給水人口5万人以下では県知事の認可になります。」県知事にしているんでしょうか。

そして、平成19年ですね、「給水人口1万人の一日最大水量が5,500トンの水源を開発中なので、二次拡張の終了時までには給水地域拡張の認可申請が、それまではできないけれども、終わった後はできる。これは平成16年度に終了の予定です。」こういうことが出てるんですよ。

そして、今、水道行政も非常に厳しい状況でありますですね。それをまず独立採算制を言うならば、まず水を売ることが必要ではないかと思っております。例えばですね、平成16年度玖珠町水道事業会計決算審査意見書、これ同じくこれが平成17年度使用量の水の量を増加させることが水道料金の増収を図ると、まさに水を売らなければお金が入らないということを言ってると思います。水道料金の増収が見込まれないから売らないかない。そして現状においては、水道料金の増収となる要素がない、現状では。それで、独立採算制の原則でいけば、企業会計においては水道料金を財源としており、これはもう企業債借入金の償還に伴い、利息並びに償還額も年々増加し、水道事業会計を圧迫することが予測され、料金改定の見直しも必要かと思われる。水道事業関係者は、財政状況を的確に把握し、経営努力に努めるとともに、公営企業の本旨である公共の福祉の増進と住民サービスの向上に尽くすことを期待します。ということが書かれて、16年度も書かれております。

そういう中で、18年の第1回玖珠町議会定例会で、町政執行の基本的な考え方と予算編成方針について、18年度予算編成の方針と予算の概要ということで、八幡地区水源調査費として100万円が計上されております。それについて水道課長ご存知でしょうか。そして、調査がどこまで進んでいるかお聞きします。

○副議長（高田修治君） 佐藤水道課長。

○水道課長（佐藤健一君） 先ほど、水を、儲けるために水を売った方がいいんじゃないかという議員の意見でしたが、大分県下ですね、大分市を含む約4カ町村ぐらいあります。それについて、まあこういうことをしたらいいんじゃないかというのがありますけど、売るためには施設をやっぱ造らなきゃいかんということ、そういう点があるもんだから、水だけをぽっと、ここの水を売ればいいというのでなくて、容器とかそういう面もですね、に詰めて出すとかそういう方法でないと売れないということもあります。

それからですね、もう1つは、質問の内容ちょっと…、大変すみません。

○副議長（高田修治君） 小林町長。

○町長（小林公明君） 議長のご質問、過去の議事録だとか、あるいはアンケート等を引用されてのご質問でありますけれども、私どものこの水道行政あるいは八幡の水の確保についての姿勢は逐一ご報告をいたしておりますし、答弁の形でご報告しておりますし、また、そのスタンスは変わっていないというふうに思っております。

ただ今のご質問の、18年の100万円の調査費につきましては、いわゆる八幡地区に簡易水道を設けることを前提として、その水源確保のために電気探査調査をした経費でありまして、山下、綾垣、太

田の3箇所地下300メートル時点での電探調査ですね、それをした経費であります。その電探調査は、八幡地区の水の確保のためには、先ほどからお話しします、お話しておられます上水道の区域変更ということと、それから新たな水源を求めて簡易水道を設置するという方法と、それから飲料水供給施設整備補助を使って集落で供給する方法があり、その中での簡易水道を設ける場合に、水源があるかどうかということを調査したのと、先ほど地域の住民の皆さんからのアンケート、これにつきましては、職員が1家庭1家庭を訪れてお聞きをしておりますけれども、その中に衛生関係のデータがないというふうなお話がありましたけれども、そのアンケートも簡易水道等ができたときに、あなたは、お宅の家庭では水道に入っていただけますかということを中心にお聞きしたアンケートであります。全て八幡地区の簡水もしくは上水の確保、区域の変更と申しますか、それを想定してそのための準備でありまして、おっしゃるようにポイントポイントではそういう答弁をいたしてるかも知れませんが、その方向についてはいささかも変化がないというふうに思っております。

○副議長（高田修治君） 16番片山博雅君。

○16番（片山博雅君） 12月議会の水道課長の答弁ではそういうことは一切触れなくて、時間がなかったということで。アンケート調査では50%に満たないと、100%に近くなければ上水道の拡張はできない、こういう答弁だったですね。そうすればそれを聞いた八幡の人等は怒りますよ。ずっと待たせてね、いとも簡単に担当は言うかわからんけど、本当に水で苦しめる地域の人たちのことを思ったことがあるのだろうかと思っております。

順序を経てやっても、わからない人もおるけれども、やっぱり誠心誠意水道行政のトップとしてね、あなたはやっぱり行って、1軒だけじゃない、1軒だけ行かなかったというなら話もわかる。それは水道課全部のやる気を起こしてやるのが必要ではないでしょうか。

私はですね、この水問題に対して、確か町長が第6条で云々というのがありましたですね、水道法第6条、確かに市町村がそういうことはできるということをちょっと答弁の中でありました。これはですね、確かに6条でできるようになってるんですけど、確かに財源上の問題ということになれば、また、私の感覚からいったら、上水道を引いたメリット、簡易水道にしたメリット、給水施設にしたメリット、当然それぞれデメリットが出てくると思います。

私の地域の方が井戸水で生活をしておりましたが、金気が多いということでほかの人たちが困っていた。これは県の方で平成7年水質検査をしてくれました。綾垣、小城、古後、75%が飲料不適、その原因は大腸菌、一般雑菌、汚濁ということでした。それに対して、町は小規模飲料水ということで対応したと思っております。しかし、これは小手先であって、そういう人たちをおいて、50%だから拡張をしないということに対しては、私はまだまだこの水道について勉強していかなければならないんじゃないかと思っております。これは人事じゃないんですね。

それで、私は、今、今日も非常に財政難ということで理解はしてるけれども、地域の皆さんは理解はしておりません。それについて、水道課長は全て規則どおり規則どおりと言ったときに、今まで答弁をした件が全部できないということで、原因は全部今までわかったんですね。まず水がない、お

金がない、規則に縛られてる、もう規則も解除された、あと水はありますよね、ということで上水道完成したときに95%の普及率ということがある水道課長が言ったんですが、95%というふうになってくるとですね、とにかく玖珠町で90%以上の普及率となってくると、もうどこでも水道がいくような形になるんですが、この根拠はどうなっているのでしょうか。

いいですよ、これはですね、水道区域内の人口に対する普及率が90%ということも書いておりました。だから未普及地域については書いてないんです。だから知らない人は、すごいな、玖珠町は90%以上の水道普及率があるぞと言われたとき、知らない人は本当かと、綾垣、大隈、そして古後、山浦この地域の人たちは“なんで”となると思いますよ。

それで、ただ規則に縛られるだけでなく、本当に町長が今言ったように、そういうのを地元の説明する必要があるんじゃないかと思うんですよね。それで、今日もう時間がですね、時の時間は金なりとありますが、そういうのをいちいち各家庭を私回って説明するのに、時間もかかる。私は一番言われて頭が痛いのがですね、私は玖珠町の体育協会会長もやっております。そのとき言われるのは「片山さん、運動公園について私は今まで賛成してたけど、運動公園は今までずっと賛成してきたよ。しかし、八幡に上水道がこんだったら、もう俺考えた方がいいな」と言ったとき、私もですね、これについてどう答えていいかわからないときがあるんですが、町長いい答弁がありますかね。だから私はもうはっきり、私は体育協会会長であり、町民の福利厚生、そして健康のために、また、企業が玖珠町に誘致するためには必要ですとはっきり言っております。まあそういうところを踏まえて、私たちは、また、議員はそれぞれの地域の代表であって、地域が抱える苦情、そして不満、夢、希望を叶えるように執行部に伝えるわけです。九重町に夢吊り橋ができて儲かっております。玖珠町は心の橋を掲げる。そのためには一日も早い上水拡張を願って、私の質問を終わります。

○副議長（高田修治君） 16番片山博雅議員の質問を終わります。

ここで議長を交代しますので、暫くお待ちください。

（副議長高田修治君議長席降壇）

（議長片山博雅君議長席着席）

○議長（片山博雅君） 議長を交替しました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明18日は引き続き一般質問を行います。

これにて散会します。

ご協力ありがとうございました。

午後3時26分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年3月17日

玖珠町議会議長

玖珠町議会副議長

署 名 議 員

署 名 議 員